

- ⑨ 審議テーマと提言について(2024年6月16日)
- ⑩ オープン会議について(2024年6月16日、9月8日、10月13日、11月10日)
- ⑪ 部会の設置について(2024年9月8日、10月13日)
- ⑫ 審議テーマについて(2024年9月8日、10月13日)
- ⑬ 部会審議について(2024年10月13日)
- ⑭ 防災・災害について(2024年11月10日)
- ⑮ オープン会議の振り返りについて(2025年1月19日)
- ⑯ 共生コミュニティの形成について(2025年1月19日)
- ⑰ 医療について(2025年2月16日)
- ⑱ ニューズレター編集委員会資料 随時

4 庁内会議等への出席

- ① 川崎市多文化共生社会推進協議会(2024年5月31日、7月30日、10月4日、11月28日、2025年1月24日)
- ② 川崎市多文化共生社会推進協議会 地域日本語教育の推進に関する部会(2024年6月4日、10月3日、2025年3月17日)
- ③ 川崎市多文化共生社会推進協議会 地域日本語教育の推進に関する部会ワーキンググループ(2024年7月2日、9月2日、2025年1月30日)
- ④ 川崎市地域日本語教育推進連絡調整会議(2024年9月4日、2025年1月29日)
- ⑤ 川崎区こども総合支援ネットワーク会議 日本語を母語としないこどもの支援部会(2024年7月4日)

5 まとめと課題

今年度は、第15期代表者会議のスタートの年でした。第15期は新規の委員が比較的多いですが、会議だけではなく、視察やイベントにも積極的に参加するなど意欲的な委員が多い印象です。

第15期の審議テーマは、「情報発信・周知」「子育て・教育」「別姓の家族証明」「防災・災害」「共生コミュニティの形成」「医療」の6つになりました。このうち、「情報発信・周知」「子育て・教育」「防災・災害」「医療」の4つは、外国人市民の関心も高く、多くの人が課題感を持っていることは共感できる一方、これまでの代表者会議でも繰り返し審議されてきたこともあり、提言としてまとめる難しさがあります。一方、「別姓の家族証明」の審議では外国人市民ならではの視点に気づかされましたし、「共生コミュニティの形成」は外国人市民だけではなく、日本人も含むすべての市民にとって共通する課題だと思います。引き続き調査審議を重ね、よい提言としてまとめられることを願っています。

専門調査員 高橋 誠一

Ⅲ 資 料

1

がいこくじんじゅうみんじんこうとうけい

外国人住民人口統計

かわさきし こくせき ちいき べつがいこく じんじゅうみんじんこう すい かくげつまつじつげんざいにん 川崎市の国籍・地域別外国人住民人口の推移 (各月末日現在・人)												
	2014.3 (H26)	2015.3 (H27)	2016.3 (H28)	2017.3 (H29)	2018.3 (H30)	2019.3 (H31)	2020.3 (R2)	2021.3 (R3)	2022.3 (R4)	2023.3 (R5)	2024.3 (R6)	2024.12 (R6)
1	9,956 ちゅうごく (中国)	10,787 ちゅうごく (中国)	11,527 ちゅうごく (中国)	12,905 ちゅうごく (中国)	14,182 ちゅうごく (中国)	15,410 ちゅうごく (中国)	16,606 ちゅうごく (中国)	15,807 ちゅうごく (中国)	15,072 ちゅうごく (中国)	15,779 ちゅうごく (中国)	16,833 ちゅうごく (中国)	17,573 ちゅうごく (中国)
2	7,922 かんこく 韓国・朝鮮	7,812 かんこく 韓国・朝鮮	7,842 かんこく 韓国・朝鮮	7,979 かんこく 韓国・朝鮮	7,558 かんこく (韓国)	7,621 かんこく (韓国)	7,663 かんこく (韓国)	7,355 かんこく (韓国)	7,089 かんこく (韓国)	7,297 かんこく (韓国)	7,227 かんこく (韓国)	7,279 かんこく (韓国)
3	3,653 ふいりびん (フィリピン)	3,771 ふいりびん (フィリピン)	3,898 ふいりびん (フィリピン)	4,037 ふいりびん (フィリピン)	4,226 ふいりびん (フィリピン)	4,441 ふいりびん (フィリピン)	4,700 ふいりびん (フィリピン)	4,651 ふいりびん (フィリピン)	4,713 ふいりびん (フィリピン)	5,062 ふいりびん (フィリピン)	5,887 べとなむ (ベトナム)	6,692 べとなむ (ベトナム)
4	936 べとなむ (ベトナム)	1,294 べとなむ (ベトナム)	1,868 べとなむ (ベトナム)	2,309 べとなむ (ベトナム)	2,857 べとなむ (ベトナム)	3,448 べとなむ (ベトナム)	4,398 べとなむ (ベトナム)	4,625 べとなむ (ベトナム)	4,312 べとなむ (ベトナム)	4,970 べとなむ (ベトナム)	5,382 ふいりびん (フィリピン)	5,580 ふいりびん (フィリピン)
5	807 いんど (インド)	774 いんど (インド)	841 たいわん (台湾)	938 ねぱーる (ネパール)	1,129 ねぱーる (ネパール)	1,295 ねぱーる (ネパール)	1,541 ねぱーる (ネパール)	1,556 ねぱーる (ネパール)	1,607 ねぱーる (ネパール)	1,920 ねぱーる (ネパール)	2,452 ねぱーる (ネパール)	2,972 ねぱーる (ネパール)
6	756 ぶらじる (ブラジル)	745 たいわん (台湾)	826 いんど (インド)	937 たいわん (台湾)	1,069 いんど (インド)	1,208 いんど (インド)	1,431 いんど (インド)	1,323 いんど (インド)	1,293 いんど (インド)	1,522 いんど (インド)	1,641 いんど (インド)	1,668 いんど (インド)
7	650 べいこく (米国)	733 べいこく (米国)	779 べいこく (米国)	915 いんど (インド)	1,033 たいわん (台湾)	1,115 たいわん (台湾)	1,237 たいわん (台湾)	1,127 たいわん (台湾)	1,107 たいわん (台湾)	1,281 べいこく (米国)	1,415 べいこく (米国)	1,623 いんどねしあ (インドネシア)
8	590 たいわん (台湾)	712 ぶらじる (ブラジル)	740 ねぱーる (ネパール)	828 べいこく (米国)	959 べいこく (米国)	1,018 べいこく (米国)	1,078 べいこく (米国)	1,098 べいこく (米国)	1,081 べいこく (米国)	1,231 たいわん (台湾)	1,360 いんどねしあ (インドネシア)	1,437 たいわん (台湾)
9	515 たい (タイ)	542 たい (タイ)	733 ぶらじる (ブラジル)	749 ぶらじる (ブラジル)	783 ぶらじる (ブラジル)	816 ぶらじる (ブラジル)	877 ぶらじる (ブラジル)	876 ぶらじる (ブラジル)	845 ぶらじる (ブラジル)	923 いんどねしあ (インドネシア)	1,335 たいわん (台湾)	1,367 べいこく (米国)
10	487 べーる (ペルー)	531 ねぱーる (ネパール)	579 たい (タイ)	616 たい (タイ)	644 たい (タイ)	679 たい (タイ)	682 たい (タイ)	669 いんどねしあ (インドネシア)	640 いんどねしあ (インドネシア)	867 ぶらじる (ブラジル)	893 みやんまー (ミャンマー)	1,313 みやんまー (ミャンマー)
た その他	3,299	3,629	3,944	4,205	5,147	5,584	6,195	6,081	6,001	6,940	7,816	8,346
がいこくじんそうすう 外国人総数	29,571	31,330	33,577	36,418	39,587	42,635	46,408	45,168	43,760	47,792	52,241	55,850
がいこくじんひりつ 外国人比率	2.03%	2.13%	2.26%	2.43%	2.62%	2.80%	3.06%	2.93%	2.84%	3.10%	3.37%	3.60%

かわさきし がいこくじんじゅうみんじんこう こくせき ちい きべつ
川崎市の外国人住民人口 (国籍・地域別)

ねん がつまつじつげんざい
2024年12月末日現在

No.	こくせき ちい き 国籍・地域	にん 人	No.	こくせき ちい き 国籍・地域	にん 人	No.	こくせき ちい き 国籍・地域	にん 人
1	ちゆうこく 中国	17,573	51	べるぎー ベルギー	25	101	すーだん スーダン	4
2	かんこく 韓国	7,279	52	ふいんらんど フィンランド	25	102	とんが トンガ	4
3	べとなむ ベトナム	6,692	53	あいるらんど アイルランド	25	103	いえめん イエメン	4
4	ふいりびん フィリピン	5,580	54	きるぎす キルギス	25	104	ざんびあ ザンビア	4
5	ねばーる ネパール	2,972	55	すいす スイス	25	105	せるびあ セルビア	4
6	いんど インド	1,668	56	はんがりー ハンガリー	24	106	ぶるねい ブルネイ	3
7	いんどねしあ インドネシア	1,623	57	らおす ラオス	24	107	ればのん レバノン	3
8	たいわん 台湾	1,437	58	えちおびあ エチオピア	23	108	らとびあ ラトビア	3
9	べいこく 米国	1,367	59	えじぶと エジプト	23	109	るわんだ ルワンダ	3
10	みやんまー ミャンマー	1,313	60	もろっこ モロッコ	19	110	するべにあ スロベニア	3
11	ぶらじる ブラジル	894	61	ぼるとがる ボルトガル	19	111	するばきあ スロバキア	3
12	たい タイ	794	62	こんごみんしゅきょうわこく コンゴ民主共和国	18	112	ほすにあへるつえごびな ボスニア・ヘルツェゴビナ	3
13	ずりらんか スリランカ	546	63	のるうえー ノルウェー	18	113	あるばにあ アルバニア	2
14	ばんぐらでしゅ バングラデシュ	512	64	ばらくあい パラグアイ	18	114	ばーれーん バーレーン	2
15	べるー ペルー	509	65	おーすとリア オーストリア	17	115	ほつわな ボツワナ	2
16	えいこく 英国	422	66	ちり チリ	16	116	ちゅうおふりか 中央アフリカ	2
17	ちゆうせん 朝鮮	389	67	じゃまいか ジャマイカ	16	117	こんごきょうわこく コンゴ共和国	2
18	もんごる モンゴル	366	68	かめるーん カメルーン	15	118	えるさるばどる エルサルバドル	2
19	ふらんす フランス	342	69	ぎりしゃ ギリシャ	15	119	えすとにあ エストニア	2
20	まれーしあ マレーシア	332	70	じんばぶえ ジンバブエ	15	120	がんびあ ガンビア	2
21	ろしあ ロシア	266	71	いすらえる イスラエル	14	121	あいすらんど アイスランド	2
22	かなだ カナダ	230	72	しりあ シリア	14	122	まだがすかる マダガスカル	2
23	どいつ ドイツ	203	73	でんまーく デンマーク	12	123	みくろねしあ ミクロネシア	2
24	おーすとリア オーストラリア	156	74	こーとじぼわーる コートジボワール	12	124	もるとば モルドバ	2
25	かんぼじあ カンボジア	152	75	べなん ベナン	11	125	きたまけどにあ 北マケドニア	2
26	ぱきすたん パキスタン	126	76	ぎにあ ギニア	11	126	ぱらお パラオ	2
27	いたりあ イタリア	118	77	あるじえりあ アルジェリア	10	127	えすわていに エスワティニ	2
28	いらん イラン	110	78	ぶるがりあ ブルガリア	10	128	あるめにあ アルメニア	2
29	すべいん スペイン	90	79	よるだん ヨルダン	9	129	じょーじあ ジョージア	2
30	あるせんちん アルゼンチン	81	80	ぶるきなふあそ ブルキナファソ	8	130	こそぼ コンゴ	2
31	とるこ トルコ	73	81	こすたりか コスタリカ	7	131	あらぶしゅちやうくれんほう アラブ首長国連邦	1
32	うずべきすたん ウズベキスタン	73	82	ちえこ チェコ	7	132	ばるばどす バルバドス	1
33	しんがぽーる シンガポール	71	83	いらく イラク	7	133	ばはま バハマ	1
34	ぼりびあ ボリビア	62	84	まり マリ	7	134	べりーず ベリーズ	1
35	めきしこ メキシコ	59	85	とりにだーど とぼご トリニダード・トバゴ	7	135	きぶろす キプロス	1
36	ないじえりあ ナイジェリア	57	86	きゅーば キューバ	6	136	どみにかきやうわこく ドミニカ共和国	1
37	がーな ガーナ	56	87	ふいじー フィジー	6	137	がいあな ガイアナ	1
38	にゅーじーらんど ニュージーランド	52	88	ぐあてまら グアテマラ	6	138	くうえーと クウェート	1
39	ころんびあ コロンビア	48	89	うがんだ ウガンダ	6	139	りべりあ リベリア	1
40	すうえーでん スウェーデン	48	90	あぜるばいじゃん アゼルバイジャン	6	140	るくせんぶるく ルクセンブルク	1
41	うくらいな ウクライナ	48	91	べらるーし ベラルーシ	5	141	もーりしやす モーリシャス	1
42	ちゅにじあ チュニジア	38	92	くろあチア クロアチア	5	142	にからくあ ニカラグア	1
43	ぽーらんど ポーランド	36	93	えくあどる エクアドル	5	143	たんざにあ タンザニア	1
44	るーまにあ ルーマニア	36	94	まらうい マラウイ	5	144	たじきすたん タジキスタン	1
45	おらんだ オランダ	34	95	さうじあらびあ サウジアラビア	5	145	ぼぬあつ バヌアツ	1
46	みなみあふりかきやうわこく 南アフリカ共和国	34	96	べねずえら ベネズエラ	5	146	さもあ サモア	1
47	せねがる セネガル	33	97	ぶーたん ブータン	4	147	ばれすちな パレスチナ	1
48	かざふすたん カザフスタン	32	98	はいち ハイチ	4	148	みなみずーだん きやうわこく 南スーダン共和国	1
49	あふがにすたん アフガニスタン	30	99	りとにあ リトアニア	4		むこくせき 無国籍	7
50	けにあ ケニア	26	100	しえられおね シエラレオネ	4		くうらん 空欄※	33

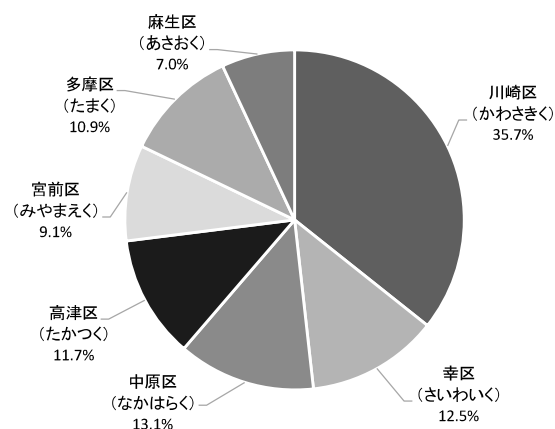
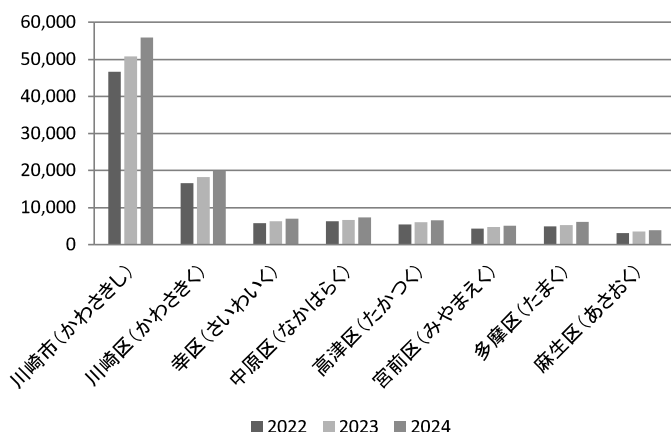
※出生による経過滞在者

ごうけい にん
合計 55,850人

く べ つ お も こ く せ き ち い き べ つ が い こ く じ ん じ ゅ う み ん じ ん こ う
区別・主な国籍・地域別 外国人住民人口

ね ん が つ ま つ じ つ げ ん ざ い
2024年12月末日現在

	かわさきく 川崎区	さいわいく 幸区	なかはらく 中原区	たかつく 高津区	みやまえく 宮前区	たまく 多摩区	あさおく 麻生区	しぜんたい 市全体
1	6,901 ちゅうごく (中国)	2,631 ちゅうごく (中国)	2,248 ちゅうごく (中国)	1,655 ちゅうごく (中国)	1,186 ちゅうごく (中国)	1,681 ちゅうごく (中国)	1,271 ちゅうごく (中国)	17,573 ちゅうごく (中国)
2	2,924 (ベトナム)	845 かんこく (韓国)	1,102 かんこく (韓国)	853 かんこく (韓国)	629 ふいりびん (フィリピン)	819 べとなむ (ベトナム)	434 かんこく (韓国)	7,279 かんこく (韓国)
3	2,783 かんこく (韓国)	707 べとなむ (ベトナム)	598 べとなむ (ベトナム)	742 (ベトナム、フィリピン)	616 かんこく (韓国)	646 かんこく (韓国)	289 べとなむ (ベトナム)	6,692 べとなむ (ベトナム)
4	2,133 ふいりびん (フィリピン)	674 ねばーる (ネパール)	591 ふいりびん (フィリピン)	—	613 べとなむ (ベトナム)	637 ふいりびん (フィリピン)	275 いんど (インド)	5,580 ふいりびん (フィリピン)
5	1,050 ねばーる (ネパール)	639 ふいりびん (フィリピン)	400 ねばーる (ネパール)	337 ねばーる (ネパール)	252 いんどねしあ (インドネシア)	320 ねばーる (ネパール)	209 ふいりびん (フィリピン)	2,972 ねばーる (ネパール)
6	636 いんど (インド)	198 たいわん (台湾)	322 たいわん (台湾)	268 べいこく (米国)	245 べいこく (米国)	200 みやんまー (ミャンマー)	178 いんどねしあ (インドネシア)	1,668 いんど (インド)
7	502 ぶらじる (ブラジル)	187 いんど (インド)	315 べいこく (米国)	225 いんどねしあ (インドネシア)	152 みやんまー (ミャンマー)	195 いんどねしあ (インドネシア)	163 べいこく (米国)	1,623 いんどねしあ (インドネシア)
8	422 いんどねしあ (インドネシア)	177 みやんまー (ミャンマー)	189 いんどねしあ (インドネシア)	192 たいわん (台湾)	143 たいわん (台湾)	186 べいこく (米国)	148 ばんぐらでしゅ (バングラデシュ)	1,437 たいわん (台湾)
9	411 みやんまー (ミャンマー)	162 いんどねしあ (インドネシア)	155 いんど (インド)	171 いんど (インド)	125 ねばーる (ネパール)	145 いんど (インド)	108 たいわん (台湾)	1,367 べいこく (米国)
10	342 たいわん (台湾)	87 べいこく (米国)	134 みやんまー (ミャンマー)	151 みやんまー (ミャンマー)	105 たい (タイ)	132 たいわん (台湾)	88 みやんまー (ミャンマー)	1,313 みやんまー (ミャンマー)
た 他の国籍	1,820	694	1,262	1,201	1,030	1,114	738	8,346
ごうけい にん 合計(人)	19,924	7,001	7,316	6,537	5,096	6,075	3,901	55,850
わりあい 割合(%)	35.7	12.5	13.1	11.7	9.1	10.9	7.0	100.0

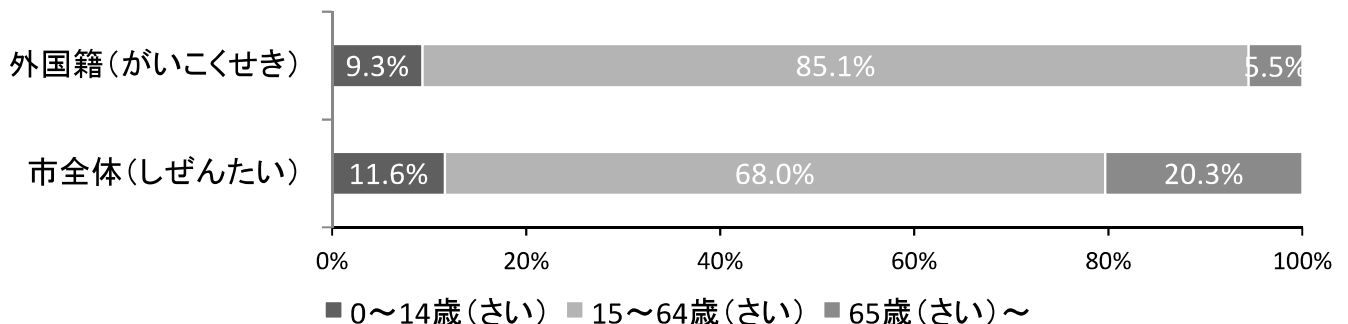


くべつ ねんれいべつ がいこくじんじゅうみんじんこう
 区別・年齢別 外国人住民人口

ねん がつまつじつげんざい
 2024年12月末日現在

		かわさきく 川崎区	さいわいく 幸区	なかはらく 中原区	たかつく 高津区	みやまえく 宮前区	たまく 多摩区	あさおく 麻生区	しぜんたい 市全体
0～4歳	にん 人	432	227	195	109	97	163	133	1,912
	%	3.8	4.7	2.7	2.7	2.6	3.5	3.4	3.4
5～9歳	にん 人	491	204	167	84	115	119	107	1,834
	%	4.3	4.2	2.3	2.1	3.1	2.6	2.7	3.3
10～14歳	にん 人	398	182	141	78	86	79	84	1,466
	%	3.5	3.7	1.9	1.9	2.3	1.7	2.2	2.6
15～19歳	にん 人	335	166	193	84	122	133	97	1,588
	%	3.0	3.4	2.6	2.1	3.3	2.9	2.5	2.8
20～24歳	にん 人	1,084	347	768	483	437	593	575	6,053
	%	9.6	7.1	10.5	11.8	11.7	12.9	14.7	10.8
25～29歳	にん 人	1,686	606	1,399	811	597	903	692	9,185
	%	14.9	12.4	19.1	19.9	15.9	19.6	17.7	16.4
30～34歳	にん 人	1,692	720	1,255	723	599	817	594	8,518
	%	15.0	14.8	17.2	17.7	16.0	17.8	15.2	15.3
35～39歳	にん 人	1,427	582	915	526	422	527	390	6,523
	%	12.6	11.9	12.5	12.9	11.3	11.5	10.0	11.7
40～44歳	にん 人	1,008	476	644	324	344	348	329	4,813
	%	8.9	9.8	8.8	7.9	9.2	7.6	8.4	8.6
45～49歳	にん 人	722	373	451	239	235	254	226	3,438
	%	6.4	7.6	6.2	5.9	6.3	5.5	5.8	6.2
50～54歳	にん 人	578	290	344	185	207	195	228	2,964
	%	5.1	5.9	4.7	4.5	5.5	4.2	5.8	5.3
55～59歳	にん 人	487	238	273	136	167	171	150	2,504
	%	4.3	4.9	3.7	3.3	4.5	3.7	3.8	4.5
60～64歳	にん 人	401	191	237	110	123	138	118	1,960
	%	3.5	3.9	3.2	2.7	3.3	3.0	3.0	3.5
65歳～	にん 人	558	279	334	187	200	157	178	3,092
	%	4.9	5.7	4.6	4.6	5.3	3.4	4.6	5.5

ごうけい
 合計 55,850人

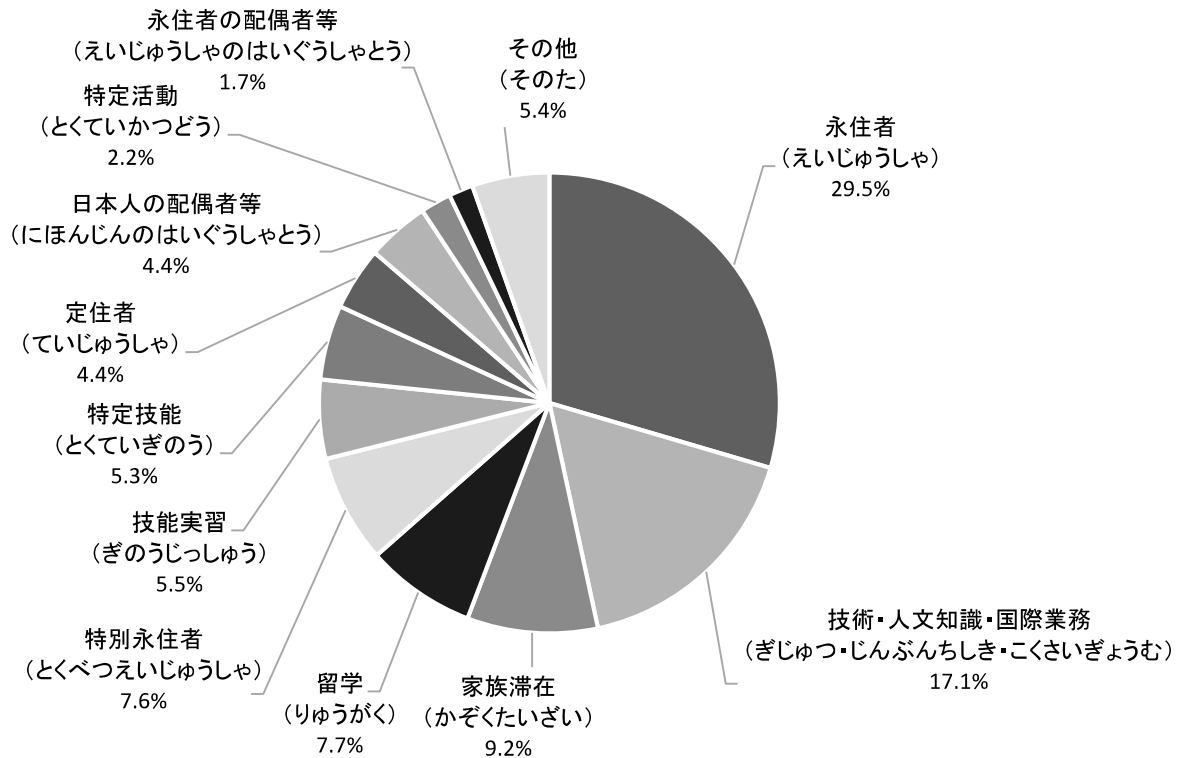


ざいりゅうしかくべつがいこくじんじゅうみんじんこう
在留資格別外国人住民人口

ねん がつまつじつげんざい
2024年12月末日現在

ざいりゅうしかく 在留資格	じんこう 人口	%
えいじゅうしゃ 永住者	16,501	29.5
ぎじゅつ じんぶんちしき こくさいぎょうむ 技術・人文知識・国際業務	9,538	17.1
かぞくたいざい 家族滞在	5,112	9.2
りゅうがく 留学	4,318	7.7
とくべつえいじゅうしゃ 特別永住者	4,236	7.6
ぎのうじっしゅう 技能実習	3,091	5.5
とくていぎのう 特定技能	2,934	5.3
ていじゅうしゃ 定住者	2,477	4.4
にほんじん はいぐうしゃとう 日本人の配偶者等	2,447	4.4
とくていかつどう 特定活動	1,212	2.2
えいじゅうしゃ はいぐうしゃとう 永住者の配偶者等	949	1.7
た その他	3,035	5.4

ごうけい にん
合計 55,850人



2 第15期代表者の応募状況と選考結果

かわさきしがいいこくじんしみんだいひょうしやかいぎだひょうしやせんになようこうだいじょう
川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱第3条による代表者の構成

	こくせき・ちいき 国籍・地域	がいこくじんじゅうみんじんこう 外国人住民人口 (2023. 12. 31現在)	こうせい 構成	おうぼしやすう 応募者数 A	せんこうしやすう 選考者数 B	ばいりつ 倍率 A / B
地域別 ＊	あじあ アジア	45,107人	ひとりいじょう 1人以上	176人	17人	10.4倍
	あふりか アフリカ	382人	ひとりいじょう 1人以上	2人	1人	2.0倍
	ひがしヨーロッパ 東ヨーロッパ	436人	ひとりいじょう 1人以上	4人	3人	1.3倍
	らてんあめりか・ かりぶかいしよこく ラテンアメリカ・ カリブ海諸国	1,681人	ひとりいじょう 1人以上	5人	2人	2.5倍
	にしヨーロッパ・ その他	3,188人	ひとりいじょう 1人以上	19人	3人	6.3倍
けい 計		50,794人		206人	26人	7.9倍

＊川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱第3条により、条例第4条に基づく代表者の構成は、国際連合人権理事会の委員選出の地域区分に基づく5地域から少なくとも各1人以上とし、同一の国籍・地域の委員は、4人を超えないものとする。

[応募者の国籍・地域 内訳]

あじあ アジア	ちゅうごくかんこくたいわん 中国97、韓国24、台湾12、ベトナム9、フィリピン6、インドネシア5、マレーシア4、ネパール3、バングラデシュ3、タイ2、スリランカ2、インド2、モンゴル2、シンガポール1、パキスタン1、ウズベキスタン1、シリア1、ミャンマー1
あふりか アフリカ	せねがるもろっこ セネガル1、モロッコ1
ひがしヨーロッパ 東ヨーロッパ	ぶるがリアほーらんどろしあ ブルガリア1、ポーランド1、ロシア1、ベラルーシ1
らてんあめりか・ かりぶかいしよこく ラテンアメリカ・ カリブ海諸国	ぶらじるペルーころんぴあ ブラジル2、ペルー1、コロンビア1、ボリビア1
にしヨーロッパ・ その他	べいこくどいつえいこく 米国6、ドイツ4、英国2、フランス2、イタリア1、オーストラリア1、カナダ1、デンマーク1、フィンランド1

3

ていしゅつしりよういちらん 提出資料一覧

かいぎ はいふ しりよう おも ちょうさしんぎ かんれん あ ていしゅつ び
会議で配布した資料のうち、主に調査審議に関連するものを挙げます。() は提出日
です。

【1】 じょうほう とうけい 情報・統計

1 たぶん かしゃかいぶかい 多文化社会部会

- ① じょうほうはっしん しゅうち ねん がつとお か
情報発信・周知について (2024年11月10日)
- ② がいこくじんし めん こうほう かた かん かんが かた ねん がつとお か
外国人市民への広報のあり方に関する考え方 (2024年11月10日)
- ③ かわさきし たげん ごこうほうしりよういちらん ねん がつとお か
川崎市の多言語広報資料一覧 (2024年11月10日)
- ④ う え る か む せ つ と ないよういちらん ねん がつとお か
ウェルカムセットの内容一覧 (2024年11月10日)
- ⑤ こそだ きょういく ねん がつ にち
子育て・教育について (2025年1月19日)
- ⑥ がいこくじんし めん む さんぜん さんご かん じょうほう ねん がつ にち
外国人市民向け 産前・産後に関する情報 (2025年1月19日)
- ⑦ ほいくあんない えいごばん ねん がつ にち
保育案内 (英語版) (2025年1月19日)
- ⑧ ふうふべつせい ねん がつ にち
夫婦別姓について (2025年2月16日)

2 あんしんせいかつぶかい 安心生活部会

- ① ぼうさい さいがい ねん がつとお か
防災・災害について (2024年11月10日)
- ② うけつけ しーと えいごばん ねん がつとお か
受付シート (英語版) (2024年11月10日)
- ③ きょうせい こみゆにてい けいせい ねん がつ にち
共生コミュニティの形成について (2025年1月19日)
- ④ ねんどいげん ねん がつ にち
2015年度提言 (2025年1月19日)
- ⑤ ねんどいげん ねん がつ にち
2021年度提言 (2025年1月19日)
- ⑥ ちょうないかい じちかい ちらし ねん がつ にち
町内会・自治会のチラシ (2025年1月19日)
- ⑦ ちょうないかい じちかい かにゆうあんないりーふれっと みやまえく ねん がつ にち
町内会・自治会加入案内リーフレット (宮前区) (2025年1月19日)
- ⑧ かわさきしたぶん かきょうせいしやかいすいしんしん ばつすい ねん がつ にち
川崎市多文化共生社会推進指針 (抜粋) (2025年1月19日)
- ⑨ いりよう ねん がつ にち
医療について (2025年2月16日)
- ⑩ たげん ごいりようもんしんひょう ねん がつ にち
多言語医療問診票 (2025年2月16日)
- ⑪ かわさきしりつかわさきびょういんつうしんだい ごう ねん がつ にち
川崎市立川崎病院通信第54号 (2025年2月16日)

【2】話し合いのまとめ等

- ① 前回会議のまとめ（随時）
- ② 各部会の審議のまとめ（随時）

【3】議事録

- ① 2024年度川崎市外国人市民代表者会議第1～4回議事録（随時）

【4】年次報告・ニューズレター等

- ① 2024年度年次報告書について（2024年10月13日）
- ② 川崎市外国人市民代表者会議年次報告＜2024年度＞（案）（2025年1月19日、2月16日）
- ③ ニューズレターNo. 80、No. 81、No. 82、市制100周年記念特別号

【5】実行委員会

- ① 臨時会実行委員会（2024年6月16日、9月8日、10月13日、11月10日、2025年1月19日、2月16日）
- ② 交流イベント実行委員会（2024年9月8日、10月13日、11月10日、2025年1月19日、2月16日）
- ③ ニューズレター編集委員会（2024年6月16日、9月8日、10月13日、11月10日、2025年1月19日）

【6】その他

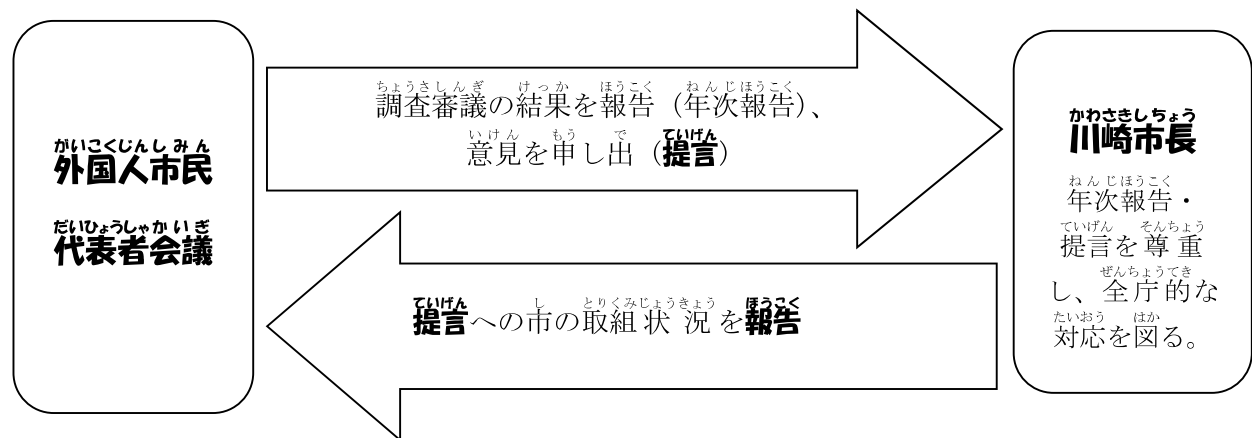
- 1 正副委員長の選出について（2024年4月21日）
- 2 第15期川崎市外国人市民代表者会議 代表者名簿（2024年4月21日）
- 3 川崎市外国人市民代表者会議 2024年度会議開催日程（案）（2024年4月21日）
- 4 審議スケジュールについて（2024年4月21日、5月19日、6月16日）
- 5 臨時会について（2024年5月19日）
- 6 実行委員会について（2024年5月19日、2025年2月16日）
- 7 市の審議会等委員について（2024年5月19日）
- 8 視察について（2024年5月19日）

- 9 市制100周年について (2024年5月19日)
- 10 グループディスカッションについて (2024年5月19日)
- 11 イベントへの参加について (2024年6月16日、9月8日、11月10日)
- 12 審議テーマと提言について (2024年6月16日)
- 13 オープン会議について (2024年6月16日、10月13日、11月10日)
- 14 川崎市外国人市民代表者会議 2025年度会議開催日程(案) (2024年9月8日、2025年2月16日)
- 15 かわさき市民祭りについて (2024年9月8日)
- 16 部会の設置について (2024年9月8日)
- 17 審議テーマについて (2024年9月8日、10月13日)
- 18 審議テーマ候補一覧 (2024年9月8日)
- 19 部会の設置について (2024年10月13日)
- 20 部会審議について (2024年10月13日)
- 21 提言の取組状況について (2025年1月19日)
- 22 オープン会議の振り返りについて (2025年1月19日)

4

提言への市の取組 状 況

【1】提言への市の取組 状 況 の調査及び調査結果の報告について



代表者会議は1996年の第1期から、調査審議の結果を市長に報告するとともに、意見を申し出ています（提言）。市は条例により、代表者会議からの意見の申出を尊重されており、各提言について担当局を決めて取組を行っています。

提言への市の取組がどのように進んだのか、毎年10月1日時点の状況を調査し、代表者会議に報告しています。

今年度、調査し、報告をするのは、2023年度提言と2023年度調査で取組状況が「B（＝取組中・検討中）」だった提言についてです。

とりくみ 状 況

A : 担当局が「一定の成果を得た」としたもの

→ その提言に対して現時点で可能な取組を実行し、提言された時点と比べて状況が改善されたなど、ある程度の成果が得られたと担当局が判断したもの

※取組状況報告は、「A」となった年度で終了します。

B : 担当局が「取組中・検討中」としているもの

→ まだ十分に成果が得られていないので、取組が継続中のもの。また、どのように取り組むか検討中のもの

※今年度の取組状況を報告するとともに、来年度も取組状況を調査し、報告します。

【2】これまでの提言一覧

ねん 年度	ばんごう 番号	ない 内 よう 容	たんとうきよく 担当 局	とりくみじょうきょう 取組 状 況
1996	①～1	がいこくじん にほんじん こ そうご りかい きょういく すいしん 外国人と日本人の子ども相互理解教育の推進	きょういくいいんかい 教 育 委 員 会	ねん 2002年度 A
	①～2	がいこくじんきょういくけんきゅうきょうぎかいとう せいび 外国人教育研究協議会等の整備	きょういくいいんかい 教 育 委 員 会	ねん 2004年度 A
	①～3	①～1のためのガイドライン作成等	きょういくいいんかい 教 育 委 員 会	ねん 2004年度 A
	①～4	きょういん にほんじん がいこくじんほごしや こんだん ばとうせつち 教員、日本人・外国人保護者の懇談の場等設置	きょういくいいんかい 教 育 委 員 会	ねん 2006年度 A
	②～1	じゅうたくじょうれい せいてい 住 宅 条 例 の 制 定	まちづくり 局	ねん 2002年度 A
	②～2	じゅうたくじょうれい こうか ほうほう けんとう 住 宅 条 例 の 効 果 を あ げ る 方 法 の 検 討	まちづくり 局	ねん 2002年度 A
	③～1	がいこくじんしみん む じょうほう こー なー せつち 外国人市民向け情報コーナーの設置	しみんきよく 市 民 局	ねん 2002年度 A
	③～2	がいこくご しりょう りすとはいふ 外国語による資料などのリスト配布	しみんきよく 市 民 局	ねん 2003年度 A
	③～3	がいこくご しりょう たい しみんいけん き と 外国語の資料に対する市民意見を聞き取る	しみんきよく 市 民 局	ねん 2007年度 A
1997	①～1	りゅうがくせいしゅうがくしょうれいきんせいど じゅうじつ 留学生修学奨励金制度の充実	しみんきよく 市 民 局	ねん 2002年度 A
	①～2	りゅうがくせい じゅうたく かくほ 留学生の住 宅 の 確 保	しみんきよく 市 民 局	ねん 2005年度 A
	①～3	りゅうがくせい がくせいかいかん けんせつ けんとう 留学生の学生会館の建設の検討	しみんきよく 市 民 局	ねん 2005年度 A
	②	しゅつにゆうこくかんりぎょうせい かいぜん ほうむだいじん ようぼう 出入国管理行政の改善を法務大臣に要望	しみんきよく 市 民 局	ねん 2002年度 A
	③～1	がいこくじんしみん とう じゅうたくにゆうきょしえん 外国人市民等の住宅入居支援	まちづくり 局	ねん 2002年度 A
	③～2	にゆうきょさべつ けいはつ けん ち じ ようぼう 入 居 差 別 を な く す 啓 発 を 県 知 事 に 要 望	まちづくり 局	ねん 2003年度 A
	③～3	にゆうきょ こうてきほしょうにんき こう せつりつ 入 居 の 公 的 保 証 人 機 構 の 設 立	まちづくり 局	ねん 2002年度 A
	④～1	こくさいこうりゅうきょうかい きかくうんえい がいこくじんしみん さんかく 国際交流協会の企画運営への外国人市民の参画	そうむきよく 総 務 局	ねん 2002年度 A
	④～2	こくさいこうりゅうきょうかい とうろく ぼらんていあ じゅうじつ 国際交流協会 の登録ボランティアの 充 実	そうむきよく 総 務 局	ねん 2002年度 A
	④～3	がいこくじんしみん む が い ど はいふかつよう 外国人市民向けガイドの配布活用	そうむきよく 総 務 局	ねん 2002年度 A
1998	①～1	あ す く る こうほう アスクルの広報	そうむきよく 総 務 局	ねん 2002年度 A
	①～2	ぶんか せん た ー しょくいん こくさいりかいけんしゅう こども文化センター職員の国際理解研修	そうむきよく 総 務 局	ねん 2002年度 A

	①～3	がっこうしせつ かつよう じぎょう 学校施設を活用した事業	しみんきょく 市民 局	ねんど 2002年度 A
	②	がいこくじんがっこう じゅけんしかく じょせい もんぶだいじん ようぼう 外国人学校の受験資格・助成を文部大臣に要望	しみんきょく 市民 局	ねんど 2002年度 A
	③～1	がいこくじんこうれいしゃ ねんきんしきゅう くに ようぼう 外国人高齢者への年金支給を国へ要望	けんこうふくしきょく 健康福祉 局	ねんど 2020年度 A
	③～2	がいこくじんこうれいしゃふくしてあて ぞうがく 外国人高齢者福祉手当の増額	けんこうふくしきょく 健康福祉 局	ねんど 2002年度 A
	④～1	ぼらんていあねつとわーく こうちく ボランティアネットワークの構築	そうむきょく 総務 局	ねんど 2002年度 A
	④～2	ぼらんていあだんたいとう じょうほうかんり ボランティア団体等の情報管理	そうむきょく 総務 局	ねんど 2002年度 A
	④～3	こくさいこうりゅうきょうかい きかくうんえい がいこくじんしみん さんかく 国際交流協会の企画運営への外国人市民の参画	そうむきょく 総務 局	ねんど 2002年度 A
1999	①～1	がいこくじんきょういくきほんほうしん すいしん 外国人教育基本方針の推進	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	①～2	だんたい たぶんかりかい すいしん PTA団体の多文化理解の推進	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2003年度 A
	①～3	ちいきじゅうみん こくさいりかいきょういく 地域住民の国際理解教育	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2002年度 A
	②	がいこくじんそうだんまどぐち ぼすた ーさくせい 外国人相談窓口のポスター作成	しみんきょく 市民 局	ねんど 2002年度 A
	③～1	ししょくいんにんよう こくせきじょうこう かんぜんてつぱい 市職員任用の国籍条項の完全撤廃	そうむきかくきょく 総務企画 局	B
	③～2	みんかんきぎょう しゅうろうさべつかいしょうとう けいはつ 民間企業の就労差別解消等の啓発	しみんきょく 市民 局	ねんど 2002年度 A
	④	しゅつにゆうこくかんりぎょうせい かいぜん ほうむだいじん ようぼう 出入国管理行政の改善を法務大臣に要望	しみん きょく 市民・こども 局	ねんど 2009年度 A
2000	①～1	ぼご じゅうようせい にんしき ふか 母語の重要性の認識を深める	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	①～2	ぼご おし ぼらんていあかつどう しえん 母語を教えるボランティア活動の支援	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	①～3	こうてきしせつ かつよう ぼらんていあかつどう しえんたいせいせいび 公的施設の活用などボランティア活動の支援体制整備	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	②～1	がいこくじんほーむへるばー ようせいとう 外国人ホームヘルパーの養成等	けんこうふくしきょく 健康福祉 局	ねんど 2002年度 A
	②～2	かいごほけんせいど こうほう じゅうじつ 介護保険制度の広報の充実	けんこうふくしきょく 健康福祉 局	ねんど 2002年度 A
	②～3	がいこくじんこうれいしゃふくしてあて ぞうがく 外国人高齢者福祉手当の増額	けんこうふくしきょく 健康福祉 局	ねんど 2002年度 A
	②～3	がいこくじんこうれいしゃふくしてあて ぞうがく 外国人高齢者福祉手当の増額	けんこうふくしきょく 健康福祉 局	ねんど 2002年度 A
2001	①～1	ほごしゃ じょうきょう はいりょ しえん 保護者の状況に配慮した支援	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2006年度 A
	①～2	じどう がくしゅうげんご にほんごのうりよく たか しえん 児童へ学習言語としての日本語能力を高める支援	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	②～1	てんにゆうご ひと じょうほうていきょう 転入後まもない人への情報提供	しみんきょく 市民 局	ねんど 2005年度 A
	②～2	ちいきせいかつ ひつよう じょうほうしすてむ こうちく 地域生活に必要な情報システムの構築	しみんきょく 市民 局	ねんど 2005年度 A

2003	①～1	しりつがっこう こくさいりかいきょういく すいしん 市立学校における国際理解教育の推進	きょういくいいんかい 教 育 委 員 会	ねんど 2008年度 A
	①～2	たぶんかりかいきょうしつ たぶん かりかい こ ー な ー せっち 多文化理解教室・多文化理解コーナーなどの設置	きょういくいいんかい 教 育 委 員 会	ねんど 2006年度 A
	②～1	がいこくじんほごしゃ ていきてき じょうほう そうだんきかい ていきょう 外国人保護者への定期的な情 報と相談機会の提 供	きょういくいいんかい 教 育 委 員 会	ねんど 2018年度 A
	②～2	がいこくじんほごしゃ そうだんまどぐちたんとうしゃ せっちとう 外国人保護者の相談窓口担当者の設置等	きょういくいいんかい 教 育 委 員 会	ねんど 2018年度 A
	③～1	じゅうみんとうひょうせいど がいこくじんしみん さんか 住民投票制度への外国人市民の参加	そうごうきかくきょく 総合企画 局	ねんど 2008年度 A
	③～2	じぜんしんせい ひつよう とうひょうしかくせいど 事前申請を必要としない投票資格制度	そうごうきかくきょく 総合企画 局	ねんど 2008年度 A
	④～1	しえいじゅうたく かん がいこくじんしみんむ こうほう じゅうじつ 市営住宅に関する外国人市民向け広報の充 実	まちづくり 局 きょく	ねんど 2008年度 A
	④～2	けんえいじゅうたく かん こうほう じゅうじつ けん ようぼう 県営住宅に関する広報の充 実を県に要望	まちづくり 局 きょく	ねんど 2005年度 A
	④～3	しえいじゅうたく おうぼそうだんまどぐち じゅうじつ 市営住宅の応募相談窓口の充 実	まちづくり 局 きょく	ねんど 2008年度 A
2005	⑤	こうてきねんきん だつたいいいちぎんせいど かいぜん くに ようぼう 公的年金の脱退一時金制度の改善を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉 局	ねんど 2018年度 A
	①～1	がくしゅうげんご まな たいせい 学習言語を学べる体制づくり	きょういくいいんかい 教 育 委 員 会	ねんど 2020年度 A
	①～2	みじか ちいき おこな がくしゅうしえん 身近な地域で 行う学 習 支援	きょういくいいんかい 教 育 委 員 会	ねんど 2020年度 A
	②～1	いけんひょうめい かんきょうせいび 意見表 明をしやすい環 境整備	しみんぶんかきょく 市民文化 局	B
	②～2	ちほうさんせいけん くに はたら 地方参政権を国に 働 きかける	しみんぶんかきょく 市民文化 局	B
	③～1	がいこくじんしみんじょうほう こ ー な ー かいぜん 外国人市民情 報コーナーの改善	しみんぶんかきょく 市民文化 局	B
	③～2	がいこくじんしみん む た げんごしりよう はいふ 外国人市民向け多言語資料の配布	しみん きょく 市民・こども 局	ねんど 2015年度 A
2007	③～3	みちか べしよ た げん ごそうだんまどぐち かいせつ 身近な場所での多言語相談窓口の開設	そうむきょく 総務 局	ねんど 2007年度 A
	①～1	こうこうしんがく ひつよう きそてきがくりよく さ ぼ ー と 高校進学に必要な基礎的学力のサポート	きょういくいいんかい 教 育 委 員 会	ねんど 2020年度 A
	①～2	こうこうしんがくじょうほう しゅうち 高校進学情報の周知	きょういくいいんかい 教 育 委 員 会	ねんど 2018年度 A
	①～3	こうこうにゆうがくご しえん 高校入学後の支援	きょういくいいんかい 教 育 委 員 会	ねんど 2018年度 A
	②～1	がいこくじんしみん む ぼうさいけいはつしりよう さくせい はいふ 外国人市民向け防災啓発資料の作成・配布	そうむきょく 総務 局	ねんど 2008年度 A
	②～2	さいがいじ じょうほうでんたつたいせい せいび 災害時の情報伝達体制の整備	そうむきょく 総務 局	ねんど 2008年度 A
	③～1	がいこくじんしみん む くやくしよていきょうじょうほう とういつ 外国人市民向け区役所提供情報の統一	しみん きょく 市民・こども 局	ねんど 2015年度 A
	③～2	くやくしよちょうしゃない あんないひょうじ 区役所庁舎内の案内表示	しみん きょく 市民・こども 局	ねんど 2008年度 A

	③～3	いらすと え も じ かつよう じょうほう さくせい ていきょう イラストや絵文字を活用した情報の作成・提供	しみん きょう 市民・こども 局	ねんど 2008年度 A
2009	①～1	こうとうがっこうにゆうし てきおう がくしゅうしえん し く 高等学校入試に適應するための学習支援の仕組みの整備	きょういくいいんかい 教 育 委員会	ねんど 2016年度 A
	①～2	とくべつ こうとうがっこうにゆうしせいど どうにゆう ぼしゅうていいん かくだい 特別な高等学校入試制度の導入と募集定員の拡大	きょういくいいんかい 教 育 委員会	ねんど 2022年度 A
	②～1	みんぞくぶんか こうし じぎょう じっせんしゅう さくせい 民族文化講師ふれあい事業の実践集の作成	きょういくいいんかい 教 育 委員会	ねんど 2014年度 A
	②～2	がいこく つな ぶんかなど たぶんかりかいきょういく 外国につながる子どもたちの文化等を多文化理解教育に取り入れる	きょういくいいんかい 教 育 委員会	ねんど 2014年度 A
	③～1	いりょうそうだん つ そ しゃほけん しえん 医療相談や付き添い者派遣などの支援	しみん ぶんかきょく 市民文化局	ねんど 2020年度 A
	③～2	し ほーむぺーじ いりょうじょうほう りんくしゅう つく 市のホームページに医療情報のリンク集を作る	しみん きょう 市民・こども 局	ねんど 2011年度 A
	③～3	がいこくじん じゅしん かんきょうせいび 外国人が受診しやすい環境整備	けんこうふくしきょく 健康福祉局 びょういんきょく 病院局	ねんど 2011年度 A ねんど 2012年度 A
	④～1	しよくいんどう せんもんてき けんしゅう じっし 職員等への専門的な研修の実施	そうむきかくきょく 総務企画局 しみん ぶんかきょく 市民文化局	B
	④～2	がいこくじんそうだんまどぐちとう せんもんてき じんざい かつよう 外国人相談窓口等での専門的な人材の活用	しみん ぶんかきょく 市民文化局	ねんど 2020年度 A
2011	①～1	がいこくじんしみん じつたい はあく ちょうさき じっし 外国人市民の実態を把握する調査の実施	しみん ぶんかきょく 市民文化局	ねんど 2020年度 A
	①～2	ちょうさ けっか こうひょう だいひょうしゃ かいぎ ほうこく しさく 調査結果の公表、代表者会議への報告、施策での活用	しみん きょう 市民・こども 局	ねんど 2015年度 A
	②～1	しゃかいほしょうきょうてい かくじゅう くに ようぼう 社会保障協定の拡充を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2020年度 A
	②～2	ねんきん だったいいちじきんせいど かいぜん くに ようぼう 年金の脱退一時金制度の改善を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2018年度 A
	②～3	ねんきんせいど わ しりょうさくせい くに ようぼう 年金制度の分かりやすい資料作成を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2020年度 A
	③～1	すべ じどうせいと ねん かいじょうたぶんかりかいきょういく すいしん 全ての児童生徒に年1回以上多文化理解教育を推進	きょういくいいんかい 教 育 委員会	ねんど 2022年度 A
	③～2	たぶんかりかいきょういく たよう くに ぶんか と い 多文化理解教育に多様な国・文化を取り入れる	きょういくいいんかい 教 育 委員会	ねんど 2020年度 A
	④～1	いじめもんだい て び さくせい いじめ問題の手引き作成	きょういくいいんかい 教 育 委員会	ねんど 2018年度 A
	④～2	ぼ ご そうだん かんきょうせいび こうほう 母語で相談できる環境整備とその広報	きょういくいいんかい 教 育 委員会	ねんど 2020年度 A
2013	①～1 ～(1)	うえる か む せつ と かしょう さくせい くやくしよまどぐち ていきょう 「ウェルカムセット(仮称)」作成、区役所窓口での提供	かくくやくしよ 各区役所	ねんど 2015年度 A

	①～1 ～(2)	「ウェルカムセット(仮称)」に英語版の情報を加える 外国人市民情報コーナーの案内	各区役所 市民文化局	2016年度 A
	①～1 ～(3)	重要な情報について中長期的に多言語化を推進する	市民文化局	2020年度 A
	①～2 ～(1)	区役所を訪れた外国人市民への窓口案内	各区役所	2024年度 A
	①～2 ～(2)	市が英語で発行できる証明書の周知	市民文化局	B
	②～1	日本の学校や教育の仕組み・制度についての多言語資料の提供や説明	教育委員会	2015年度 A
	②～2	外国人保護者が地域の保護者等と交流できる場所や機会の提供	教育委員会	2015年度 A
	③	出入国管理行政の改善を国に働きかける	市民文化局	B
2015	①～1	「多文化共生ラウンジ(仮)」を市内の複数か所に設置	市民文化局	B
	①～2	ラウンジ同士の相互連携やネットワークづくり	市民文化局	B
	②～1	外国語版母子健康手帳の窓口での提供、広報・周知の促進	こども未来局	2018年度 A
	②～2	子育てガイドブックの多言語化の推進	各区役所	2023年度 A
	③～1	川崎市立高校における特別な入試制度の導入	教育委員会	2022年度 A
	③～2	在県枠の拡充と改善	教育委員会	2021年度 A
	③～3	受け入れ体制の整備と充実	教育委員会	2023年度 A
	④～1	入居差別解消のための相談窓口の設置	まちづくり局	2019年度 A
	④～2	川崎市住宅基本条例の周知	まちづくり局	2019年度 A
	④～3	川崎市居住支援制度の利用促進	まちづくり局	2019年度 A
	⑤～1	「やさしい日本語」に関するガイドラインの作成	市民文化局	2021年度 A
	⑤～2	市ホームページ内「やさしい日本語」ページの改善	市民文化局 総務企画局	2024年度 A
2017	①	外国人市民向けオリエンテーションの開催	市民文化局	B

	②～1	代表者会議が作成した多言語版の「受付シート」の活用	総務企画局	2018年度 A
	②～2	CLAIR が作成した「多言語避難者登録カード」の活用	総務企画局	2018年度 A
	②～3	CLAIR が作成したツールを避難所運営マニュアルに記載	総務企画局	2018年度 A
	②～4	代表者会議が作成した多言語版の「り災証明書交付願《記入ガイド》」の活用	総務企画局	2018年度 A
	③～1	代表者会議が作成した多言語版の「保育案内【概要】」と「保育申請チェックリスト」の活用	こども未来局	2018年度 A
	③～2	多言語に対応した相談の機会を設ける	各区役所	2019年度 A
2019	①～1	問診票の「多言語記入ガイド」の活用	こども未来局	2020年度 A
	①～2	母子保健事業に関わる情報の多言語化の推進	こども未来局	2021年度 A
	②	日本語指導が必要な子どもへの支援体制の整備	教育委員会	2020年度 A
	③～1	外国人労働者の就労について国に働きかける	経済労働局	B
	③～2	外国人を雇用する事業主等への啓発等の充実	経済労働局	B
	③～3	外国人労働者への啓発や情報提供の充実	経済労働局	B
2021	①～1	代表者会議が作成した「教育・保育給付認定(変更)申請書」と「保育所等利用(変更)申込書兼児童台帳」の多言語記入ガイドの活用	こども未来局	2022年度 A
	②～1	外国人市民向けオリエンテーションの開催	市民文化局	B
	③～1	「多文化共生ラウンジ(仮)」の設置	市民文化局	2024年度 A
2023	①～1	代表者会議が作成した多言語版の産前・産後支援に関するリーフレットの活用	こども未来局	B
	①～2	産前・産後支援に関する情報の〈やさしい日本語〉化の推進	こども未来局	B
	①～3	各区が作成する子育てガイドブックの外国人向けページにおける産前・産後支援に関する情報の掲載	各区役所	B
	①～4	多文化医療サービス研究会が作成した「ママと赤ちゃんサポートシリーズ」の広報・周知	こども未来局	B
	②～1	介護・福祉事業者向け多文化理解に関する研修の実施	健康福祉局	B

②～2	かいご ふくし じぎょうしゃ む 介護・福祉事業者向け〈やさしい日本語〉に関する けんしゅう じっし 研修の実施	けんこうふくしきょく 健康福祉局	B
②～3	「こんにちは介護保険です」〈やさしい日本語〉版の さくせい 作成	けんこうふくしきょく 健康福祉局	B
②～4	「こんにちは介護保険です」多言語版及び〈やさしい にほんご ばん かつよう む 日本語〉版の活用に向けた広報・周知の推進	けんこうふくしきょく 健康福祉局	B
③～1	にほんごがくしゅう たいせいおよ かんきょう せいび すいしん 日本語学習のための体制及び環境の整備の推進	しみんぶんかきょく 市民文化局	B
③～2	にほんごがくしゅう がくしゅうきかい じゅうじつ かつよう 日本語学習の学習機会の充実のための ICT活用の すいしん 推進	しみんぶんかきょく 市民文化局	B
③～3	にほんごがくしゅう かん にーず はあく ちょうさ 日本語学習に関するニーズを把握するための調査の じっし 実施	しみんぶんかきょく 市民文化局	B

※担当局名称について

とりくみじょうきょう ねんどうじ めいしょう
取組状況【A】: Aとなった年度当時の名称

とりくみじょうきょう ねん がついついたちげんざい たんとうきょく めいしょう
取組状況【B】: 2024年10月1日現在の担当局の名称

【3】^{ていげん}提言への^{とりくみじょうきょう}取組状況

これまでに^だ出されたすべての^{ていげんおよ}提言及びそれに対する市の^{たい}取組^し状況^{とりくみじょうきょうほうこく}報告^{けいさい}を掲載しました。

^{とりくみじょうきょう}取組状況が「A(=^{いつてい}一定の^{せい}成果^えを得た)」の^{ていげん}提言については、Aとなった^{ねん}年度^どの^{とりくみじょうきょう}取組状況^{ほうこく}報告、^{とりくみじょうきょう}取組状況が「B(=^{とりくみちゅう}取組中・^{けんとうちゅう}検討中)」の^{ていげん}提言については、2024年10月1日^{ねん}現在^{がつついたちげんざい}の^{とりくみじょうきょうほうこく}取組状況^{けいさい}報告を掲載しています。

〔^{ていげん}*提言への^{とりくみじょうきょう}取組状況のうち、^{しろ}白い^{わく}枠^{なか}の中に^き記載^{さい}されているのは2024年度に^{ねん}調査^{ちょうさ}した^{こう}項目^{もく}、^ぐグレー

の^{わく}枠^{なか}の中に^き記載^{さい}されているのは2023年度以前に^{ねん}A^いになった^{こう}項目^{もく}です。〕

ねんど ていげん 1996年度・提言①

きょういく いんかい がいこくじん にほんじん こ そうごりかい ふか きょういく そう
教育委員会に、外国人と日本人の子どもたちの相互理解を深める教育を総
ごうてき すいしん たいせい せいび
合的に推進する体制を整備する。

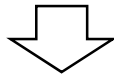
1 しないこうりつがっこう ざいせき がいこくじん こ へんけん さべつ こと ぶんか しゅうかん りかい
市内公立学校に在籍する外国人の子どもたちへの偏見と差別をなくし、その異なる文化や習慣を理解
し、アイデンティティの形成と人権を尊重することは、外国人の子どもだけではなく、日本人の子ども
の成長を豊かにするものであることを認識し、教育委員会に、外国人と日本人の子どもたちの相互理解を深め
る教育を総合的に推進する体制を整備する。

2 あわせて、おおさかふ ふか かくし がいこくじんきょういくけんきゅうきょうぎかい ちゅう すいしんたいせい せいび
あわせて、大阪府や府下の各市にある外国人教育研究協議会(注)のような推進体制を整備する。

3 がいこくじんきょういく たんとうぶしょ がいこくじん ほごしゃ こ たい にほん がっこうきょういくせいど
外国人教育の担当部署は、外国人保護者・子どもに対する、日本の学校教育制度についての
オリエンテーションや、外国人と日本人の子どもたちの相互理解を推進するためのガイドラインの作成等を行
う。そのときは、がいこくじん ほごしゃ いけん ほんえい さんか ほしょう
外国人保護者の意見が反映できるよう、その参加を保障する。

4 また、かがっこう きょういん にほんじん ほごしゃ がいこくじん ほごしゃ こんだん ばとう ひら そうご りかい
また、各学校においても、教員、日本人保護者と外国人保護者との懇談の場等を開き、相互の理解と
こうりゅう ふか つと
交流が深まるように努める。

ちゅう がいこくじんきょういくけんきゅうきょうぎかい きょういく いんかい いたくけんきゅうきかん がいこくじんきょういく けんきゅう すいしん もくてき
(注) 外国人教育研究協議会は、教育委員会の委託研究機関として、外国人教育の研究、推進を目的と
している。かいじん ぜんし きょうしよくいん たいしょう かがっこう ひとり がいこくじんきょういくたんとうしゃ お きょうざい さくせい せいび
会員は全市の教職員が対象で、各学校に1人の外国人教育担当者を置き、教材の作成・整備、
きょうしよくいんけんしゅう けんきゅう こうりゅうしゅうかい かいさいとう おこな
教職員研修、研究・交流集会の開催等を行っている。



1 ねんど 2002年度 A
1997年度から教育委員会内部に関係各課の協議機関として、「外国人教育を推進するための調
査研究会」を設置し、外国人教育の総合的な推進を図ってきた。
かわさきしがいこくじんきょういくきほんほうしん たぶん かきょうせい ねん がつ にちかいてい もと
「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」(1998年4月28日改定)に基づく
きょういく すいしん つと
教育の推進に努めてきた。
がいこくせきじどうせいと しゅうがくじょうきょう はあく きほんちようさ しんろちようさ じっし がいこくじんきょういく
外国籍児童生徒の就学状況を把握するため、基本調査、進路調査を実施しており、外国人教育
を総合的に推進する窓口として、1998年度に人権・共生教育担当を拡充した。
こんご かわさきしがいこくじんきょういくきほんほうしん いっそう ていちゃく はか
今後も「川崎市外国人教育基本方針」のより一層の定着を図っていく。

2、3 ねんど 2004年度 A
2 かくしりつがっこう こくさいりかいきょういくたんとうしゃ お かいがいきこく がいこくじんじどうせいときょういく こくさいきょういく
各市立学校に国際理解教育担当者を置き、海外帰国・外国人児童生徒教育について国際教育
研究会等の研修や、日本語指導等協力者の研修を行う中で、市内における外国人教育の推進
を図ってきている。
また、ぜんし こくさいりかいたんとうしゃ こうせいいん こくさいかすいしんちいきれんらくきょうぎかい せっち
また、全市の国際理解担当者を構成員とする「国際化推進地域連絡協議会」を設置した。
3 ねん かわさきしがいこくじんきょういくきほんほうしん しゅ ざいにちかんこく ちょうせんじんきょういく せいいてい ねん
1986年に「川崎市外国人教育基本方針—主として在日韓国・朝鮮人教育—」を制定し、1998年に
「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」と改訂した。また、「外国人
保護者向け就学ハンドブック」を6言語で作成し、学校教育制度について説明しているほか、外国人
せいと ほごしゃ こうとうがっこうしながくせつめいかい じっし
生徒・保護者への高等学校進学説明会を実施した。

ちゅうがっこうこくさいきょういくけんきゅうぶかい しゅさい こくさいきょういくざだんかい がつ た まし みんかん かいさい ざだんかい
 中学校国際教育研究部会の主催で国際教育座談会を7月に多摩市民館で開催した。座談会には
 じゅうらい きょうしよくいん きこくせいと ほごしや さんか きんねん がいこくじんせいと ほごしや さんか
 従来より教職員、帰国生徒とその保護者が参加しているが、近年は外国人生徒・保護者にも参加
 の呼びかけをしており、参加するようになってきた。また、毎年開催している
 すちゅうでんといんたーなショナルフェスティバルでは、こんねんど ぷろぐらむ がいこくじんじどう
 スチューデントインターナショナルフェスティバルでは、今年度はプログラムとして外国人児童の
 ぼご すぴーち と い がいこくじん にほんじん じどうせいと、ほごしや きょういん こうりゅう ば
 母語によるスピーチも取り入れるなど、外国人と日本人の児童生徒、保護者と教員との交流の場と
 なってきている。

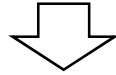
きょういん、 にほんじん ほごしや がいこくじん ほごしやとう こうりゅう ふか もよお ていちゃく
 このように教員、日本人保護者、外国人保護者等が交流を深める催しも定着してきているが、
 こんご きかい りよう りかい ふか とりくみ つづ
 今後もあらゆる機会を利用し、理解を深める取組を続けていく。

1996年度・提言②

入居差別を禁止する条項を盛り込んだ「仮称・川崎市住宅条例」を制定する。

1 民間賃貸住宅の入居に関して、外国人等誰に対しても入居差別を禁止する条項を盛り込んだ「仮称・川崎市住宅条例」を制定する。

2 この場合、差別をなくすための努力義務を市に負わせるだけでなく、賃貸人その他関係者に啓発指導を行う等、条例の効果をあげるための様々な方法を検討する。



1、2

2002年度 A

1 2000（平成12）年4月に川崎市住宅基本条例を施行し、第14条第1項において、「何人も、正当な理由なく、高齢者、障害者、外国人等であることをもって市内の民間賃貸住宅の入居機会の制約、居住の安定が損なわれることがあってはならない」とした。

同条第2項において、「市長は第1項の規定の趣旨の普及に努め、高齢者等の入居機会の制約、居住の安定が損なわれることがあったときは、関係者から事情を聞き、必要な協力又は改善を求める」よう定めた。

2 川崎市住宅基本条例第14条第3項において、「民間賃貸住宅への入居機会の確保、民間賃貸住宅における居住の安定を図るため、民間賃貸住宅への入居に際して必要な情報の提供、保証制度の整備、入居後の安定的な居住継続制度の整備等」を定めた。

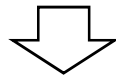
条例制定後は、宅地建物取引業団体に対し、条例の趣旨の周知・徹底を要請し、条例の趣旨に賛同する協力不動産店への登録を推進した。また、入居に際して必要な情報を提供するため、高齢者、障害者、外国人等に対し相談業務を実施した。

今後も、宅地建物取引業団体の積極的な協力を得ながら、協力不動産店数の拡大を図っていく。

1996年度・提言③

外国語による広報を充実し、外国人市民向けの情報コーナーを設置する。

- 川崎市や川崎市国際交流協会等が作成した外国語による資料、外国語訳をつけた資料等を区役所の外国人登録の窓口や市民館に集め、外国人市民向けの情報コーナーを設置する。
- 外国語による資料等のリストを多言語で作成し、外国人市民に対して、積極的に配布する。
- 外国語の資料に関するアンケート用紙を窓口を用意して、資料に対する外国人市民の意見・要望を聞く。



1 2002年度 A

1998年度に各区の区役所・市民館・図書館に「外国人市民情報コーナー」を設置し、外国語による資料を配布、掲示している。

2 2003年度 A

「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」（基本方針）を策定し（1998年4月1日施行）この基本方針に基づき、各局・区が多言語の資料等を作成している。
各局・区が作成する外国語広報の現状調査を行い、調査結果を日本語（ルビつき）でリスト化し、今年度、配布する予定である。

3 2007年度 A

2006年度に引き続き、「川崎市の多言語広報資料一覧」の2007年度版に、アンケート欄を追加し、外国人市民情報コーナー等で配布した。また、ホームページ上にも掲載し、外国人市民が多言語資料について意見・要望を出しやすいようにした。

なお、市政一般についての問合せや意見を受け付ける川崎市総合コンタクトセンター「サンキューコールかわさき」では、英語でも意見を出すことができる。

今後も、外国人市民にとって使いやすい資料の作成のため、意見聴取に努めていく。

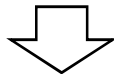
1997年度・提言①

留学生の生活実態に即し、留学生修学奨励金制度を見直す等、生活支援の方法を充実する。

1 川崎市留学生修学奨励金制度については、対象者の範囲を拡大し、他の奨学金の受給の有無や学業成績、ボランティア活動の有無等を審査基準に加味して選考し、生活実態に応じた金額を支給する。

2 留学生にとっては、住宅の確保と家賃負担が大きな問題となっているので、財団法人留学生支援企業協力推進協会と協力し、民間の企業等の空いている社宅や寮の提供を呼びかける。併せて公共施設の有効活用を検討する。

3 留学生の生活相談、情報提供の機能を持ち、あわせて、日本人の学生と「ともに学びあい、生活できる施設」として、既存の施設の有効活用を図る。将来的には、学生会館の建設を検討する。



1

2002年度 A

国際交流協会内に検討委員会を設置し、制度改正について検討を行った。その結果、支給対象者を市内にある大学に在籍する市内居住の留学生に加え、2001（平成13）年度から市内にある高等専門学校及び専修学校の専門課程に在籍する市内居住の留学生にまで拡大した。

2、3

2005年度 A

2 留学生の住宅に関わる支援策については、前年度、市内企業に留学生への住宅貸与についてアンケートを実施し、学校に情報を提供した。今年度、経過調査を行ったところ、学校から問合せを受けた企業1件、実際の入居は0件であった。

3 川崎市国際交流協会において、留学生の生活相談・住宅相談業務を行っているが、今後もより一層の充実を図っていく。

ねんど ていげん 1997年度・提言②

がいこくじんし みん し みん ち い きしやかい さん か こうけん あんてい
外国人市民が市民として地域社会に参加し、貢献できるためには安定し
ざいりゅうし か く ひつよう しゅつにゆうこくか ん りぎょうせい かいぜん ほうむ
た在留資格が必要であり、そのために出入国管理行政の改善を法務
だいじん はたら
大臣に働きかける。

1 たげんご こうほう じゅうじつ 多言語による広報の充実

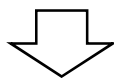
- (1) ざいりゅうし か く こうしん ざいりゅうし か く へんこう がいこくじんとうろく さいにゆうこくきよかとう がいこくじん かんけい しよてつづ
在留資格の更新、在留資格の変更、外国人登録、再入国許可等の外国人に関係ある諸手続きにつ
ばん ふれっととう たげんご さくせい ちほうにゆうこくかんりきよくおよ しきよく じちたい はいふ じょうほうていきょう
いて、パンフレット等を多言語で作成し、地方入国管理局及び支局や自治体にも配布して、情報提供
せつきよくてき おこな
を積極的に行う。

2 きじゅん かんわ 基準の緩和

- (1) しゅつにゆうこくか ん り かん さまざま てつづ しんせい かぞく だいいりしんせい きょじゅうちいがい しんせい
出入国管理に関する様々な手続きや申請について、家族による代理申請や居住地以外での申請を
みと 認め、あわせて しんさきかん たんしゅく ほか
審査期間の短縮を図る。
- (2) しゅうろう よてい ざいりゅうし か く とうし けいえい ほうりつ かいけいぎょうむ ざいりゅうし か く さいちよう ねん
就労を予定する在留資格については、「投資・経営」「法律・会計業務」の在留資格が最長3年であ
り、他は 1年となっているので、これを一律に最長3年とする。
- (3) かぞくたいざい ざいりゅうし か く ひと ふよう う ひと げんそくてき しゅうろう よてい
「家族滞在」の在留資格の人は、扶養を受ける人として原則的に就労することが予定されていない
とされているが、家族が安定した生活を送るために、また、就労することによって日本社会を知り、経済
かつどう とお しゃかい こうけん こうりょ しかくがいしゅうろう きよか きじゅん かんわ
活動を通して社会に貢献できることを考慮し、資格外就労の許可の基準を緩和する。
- (4) こくれん じんけん かん しょじょうやく とく こ けんりじょうやく だい じょう かぞくさいかい しゅつにゆうこく
国連の人権に関する諸条約、特に、子どもの権利条約の第10条（家族再会のための出入国）の
しゅし そんちよう にほん おやおよ こ とう かぞくさいけつごう けんり ほしよう にゆうこく たいざい じょうけん かんわ
趣旨を尊重し、日本での親及び子ども等の家族再結合の権利を保障し、入国と滞在の条件を緩和す
る。
- (5) さいにゆうこくきよか せいど はいし ざいりゅうきかんない い つ しゅつこく さいにゆうこく
再入国許可制度を廃止し、在留期間内においては、何時でも出国し、再入国できるようにする。

3 にゆうかんぎょうせい とうめいか 入管行政の透明化

- (1) ざいりゅうき かん こうしん ざいりゅうし か く へんこう しかくがいしゅうろうきよかとう ふきよか ばあい りゅう ふそく
在留期間の更新や在留資格の変更、資格外就労許可等について、不許可の場合、その理由、不足
の要件等を明示する。
- (2) てきほう ちようきかんたいざい がいこくじん ていじゅうしや えいじゅうしや ざいりゅうし か くしゅとく きじゅん めいかく きじゅん
適法に長期間滞在する外国人には、「定住者」「永住者」の在留資格取得の基準を明確にし、基準
をみたす人には、申請者全員に付与する。
- (3) ていじゅうしや えいじゅうしや ざいりゅうし か くしゅとく きじゅん りゅうがくせい ざいりゅうき かん かさん
また、「定住者」「永住者」の在留資格取得の基準に、「留学生」としての在留期間を加算する。



1、2、3

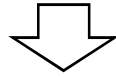
ねんど
2002年度 A

まいとし がいこくじんとうろくせいど かいぜん かん ほうむだいじん せいれいしてい と しようほう おこな こんご
毎年、外国人登録制度の改善に関する法務大臣への政令指定都市要望を行ってきた。今後も、
がいこくじんし みん あんしん せいかつ おく しゅつにゆうこくかん りぎょうせい かいぜん ほうむだいじん しようほう
外国人市民が安心して生活を送れるよう、出入国管理行政の改善を法務大臣に要望していく。

1997年度・提言③

「仮称・川崎市住宅条例」の制定において、条例の効果を上げるための
様々な方法を検討する。(1996年度提言の補足意見)

- 外国人や高齢者、障害者、母子・多子家庭等にも住居を賃貸する不動産業者や大家さんを奨励・支援する方法を検討し、外国人その他の入居希望者がすみやかに探せるように、住宅ストックを確保する。
- 不動産業者の新規登録及び更新の際に、入居差別をなくすための啓発を強化することを県知事に働きかける。
- 外国人をはじめ入居差別を受けている人が住宅探しの際に、一番のネックになっている保証人問題を解決するために、自治体、不動産業者、大学、専門学校、市民団体等で構成される公的な保証人機構の設立を検討する。



1 2002年度 A

2000年度に国際交流協会において、入居後の外国人居住継続支援のため、通訳ボランティアの登録制度を開始した。

2001年度に設立された「かながわ外国人すまいサポートセンター」と協力・連携し、相談体制を強化している。

また、(財)自治体国際化協会の「外国人のための住宅マニュアル」の作成協力及び(財)日本賃貸住宅管理協会の「外国人の居住安定のためのガイドライン」の作成協力を行っている。

2 2003年度 A

神奈川県に対し、1996年度、1997年度提言の内容について県の住宅政策に反映するよう、依頼した。

また、外国籍を理由に入居を拒否する事例があり、市内の宅地建物取引業団体に、このようなことがないよう、加盟不動産店に対する指導を依頼した。

併せて、宅地建物取引業団体に対する指導監督権限のある神奈川県に対し、今後このようなことがないよう団体への啓発を強化するよう働きかけた。

3 2002年度 A

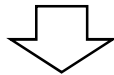
2000年4月に「川崎市住宅基本条例」を施行し、第14条第3項において、「高齢者等の民間賃貸住宅への入居機会の確保、民間賃貸住宅における居住の安定を図るため、民間賃貸住宅への入居に際して、必要な情報の提供、保証制度の整備、入居後の安定的な居住継続制度の整備等」を掲げ、条例の施行と同時に、これらを実施するため「川崎市居住支援制度」を創設した。

1997年度・提言④

川崎市の国際交流事業を推進するために、外国人市民の参画をすすめる。

- 外国人市民が地域社会に参加し、国際交流をより推進するために、国際交流協会の企画・運営の仕組みに、外国人市民代表者会議とボランティア団体のメンバーを入れる。
- 国際交流協会の登録ボランティア制度と内容を広く知らせ、活動の範囲を広げる。また、ボランティアのネットワークを構築する。

なお、外国人市民向けガイドのダイジェスト版として、「新しく登録された方及び転入された外国人の皆さんへ」(通称;チェックリスト)を作成、多言語に翻訳しました。外国人登録窓口で配付するなど、活用を希望します。
(→※提言④の3として扱う)



1、2、3

2002年度 A

1 国際交流協会の企画・運営の仕組みに入るための方法としては、国際交流協会の理事及び評議員への就任と、国際交流協会登録の民間交流団体で構成する「民間交流団体連絡協議会」の運営委員になることがある。

理事については、これまでも外国人市民が就任しており、評議委員については、2001年6月から外国人市民が就任している。

「民間交流団体連絡協議会」については、希望すれば運営委員になれるが、2002年度は、希望者がいなかった。

2 国際交流協会のホームページ更新に伴い、ボランティア制度のPR強化を図り、国際交流協会のイベントの場においてもボランティアのPRを行っている。

個人登録ボランティアは、国際交流協会が核となり、ネットワーク化が図られており、民間交流団体は、民間交流団体連絡協議会により、ネットワーク化されている。

3 「新しく登録された方及び転入された外国人の皆さんへ」(「相談窓口の御案内」)を11言語で作成し、言語ごとに色分けして印刷し、各区役所・支所等の窓口で配布した。

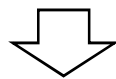
また、外国人市民代表者会議の代表者とともに、各区役所・支所を訪問し、担当者に「相談窓口の御案内」の必要性を説明し、積極的な配布を依頼した。

1998年度・提言①

外国人の子どもたちを含む、すべての子どもたちが、安心して豊かな放課後を過ごせる場を保障する。

- 1 「アスクル」を、特に外国人に広く知らせるために、多言語でパンフレットを作り広報を充実すること。
- 2 外国人の親を持つ子どもたちの文化や言語の違いを認めながら、多くの異年齢の子どもたちと共に、楽しく遊び、安全に過ごせるように、こども文化センター職員の、国際理解研修を充実すること。
- 3 子どもたちにとって、安全でより身近な場所の一つとして学校があります。最近の少子化に伴う余裕教室の現状も踏まえながら、今後の課題として、学校施設を活用した事業について検討していくこと。

そのため、私達外国人市民代表者会議のメンバーは、パンフレットの多言語翻訳やこども文化センターの地域ボランティアなど、できることは積極的に協力します。



1、2、3

2002年度 A

- 1 2000年度に多言語によるパンフレットを配布し、その後も、各こども文化センターで必要に応じて対応している。
- 2 2000年度は「子どもの人権」について、2001年度は「子どもの権利に関する条例」についての研修を実施した。2002年度は「子どもの権利に関する条例」について内容を掘り下げ、具体的な対応事例の研修を実施した。
今後、職員の意識の向上を図るとともに、子どもたちの健全な育成のための研修を充実させていく。
- 3 2000年10月から、小学校施設を活用した児童の健全育成モデル事業「わくわくプラザ」を各区1校実施し、2003年4月から市内の全市立小学校で「わくわくプラザ」事業を開始する。
今後は、外国籍の児童にも利用しやすいよう、印刷物にルビをふるなど、環境整備に努めるとともに、外国籍の児童を含め、障害のある児童や私立小学校の児童などが利用できるよう、配慮し、関係機関との調整を図っていく。

ねんど ていげん 1998年度・提言②

がいこくじんがっこうそつぎょうせい こくりつだいがくじゅけんしかく みと がいこくじんがっこう
外国人学校卒業生の国立大学受験資格を認めることと、外国人学校へ
じよせい もんぶだいじん はたら
の助成について、文部大臣に働きかける。

がいこくじんがっこうそつぎょうせい たい にほん こくりつだいがく じゅけんしかく みと
1 外国人学校卒業生に対し、日本の国立大学の受験資格を認めること。

がいこくじんがっこう たい にほん しりつがっこう どうとうていど ほじよきん こうふ
2 外国人学校に対し、日本の私立学校と同等程度の補助金を交付すること。

けいかほうこく (経過報告)

この提言項目については、すでに、市長から総理大臣と文部大臣に宛てて要望書が提出されています。

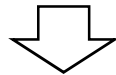
代表者会議では10月までに論議していた経過があり、緊急の要望として1998年12月、市長に提出することを、正副委員長部長会合会議で決定し文案を確認しました。その後市長に提出しましたが、予算に関わることも含めて加筆修正したものです。

要望書の内容については、第5回会議の代表者会議で追認を得ました。(1999年1月)

さんこう [参考]

(1) 川崎民族教育推進協議会から、市議会に対し「朝鮮高級学校卒業生の国立大学受験(入学)資格と朝鮮学校への助成金に関する陳情」が提出され、川崎市にも同じ趣旨の要望書が提出されました。(1998年6月)

(2) 市議会で審議の結果、12月議会において全会一致で陳情が採択され、国に意見書が提出されました。同時に、市長から、総理大臣と文部大臣に宛てて、要望書が提出されました。(1998年12月)



1、2

ねんど
2002年度 A

ねん がつ しちよう そうりだいじん もんぶだいじん ようぼうしよ ていしゆつ
1998年12月に市長より、総理大臣と文部大臣へ要望書を提出した。

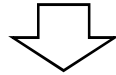
どうじ しぎかい くに たい いけんしょ だ
それと同時に市議会からも国に対し、意見書が出されている。

くに だいがくにゆうがくじゅけんていおよ ちゅうがっこうそつぎょうていどにていしけん じゅけんしかく だんりよくか きてい
国は、大学入学受験検定及び中学校卒業程度認定試験の受験資格の弾力化について、規定を
かいせい しこう ねん がつみつ か
改正し施行した。(1999年9月3日)

1998年度・提言③

外国人高齢者への年金支給を国に働きかけ、川崎市外国人高齢者福祉手当の増額を図る。

- 外国人高齢者に老齢福祉年金と同じような制度をつくることを国に働きかける。
- 川崎市は、国の法改正までの間、老齢福祉年金額を目標に、外国人高齢者福祉手当の支給額を増額すること。



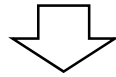
1 2020年度 A
在日外国人市民の無年金者に対する救済・改善措置の早期実現について、例年と同様、政令指定都市国保・年金主管部課長会議を通じて、厚生労働省に「国民年金に関する要望書」を提出している。今後予定されている年金制度改正について、国の動向を注視しつつ、引き続き、要望実現に向けて厚生労働省に働きかけを行う。

2 2002年度 A
川崎市外国人高齢者福祉手当は、外国人高齢者の福祉の向上を図る目的で、1994年10月に創設した。制度開始時の支給額は、月額10,000円であったが、順次、引き上げを行い、2002年度は月額21,500円となっている。今後とも、他都市の実施状況などを勘案しながら、努力していく。

ねんど ていげん 1998年度・提言④

がいこくじんしみん しえん ちいき こくさいこうりゅう じゅうじつ うち こくさいか
外国人市民の支援と地域における国際交流を充実し、「内なる国際化」
すいしん ねんどていげん ほそくいけん
を推進する。(1997年度提言の補足意見)

- 1 協会きょうかいは、地域社会ちいきしゃかいにおける国際交流こくさいこうりゅう、外国人市民がいこくじんしみんなどに対する相談たいや支援そうだんのための活動しえんの中心かつどう的な役割ちゅうしんてきを果たすため、ボランティアや市民団体しゅみんだんたいをつなぎ合わせた「ボランティアネットワーク」をいち早く構築はやこうちくする。
- 2 上記じょうきの目的もくてきを達成たつせいするため、ボランティアや市民団体しゅみんだんたいのデータベース化でーたべーすかをしたり、協会きょうかいのスタッフすたっふと関係機関かんけいきかんやボランティアぼらんていあの共同研修きょうどうけんしゅうを実施じっしするなど、情報じょうほうや知識ちしきの共有化きょうゆうかを図る。
- 3 協会きょうかいの企画・運営きかくうんえいに外国人市民がいこくじんしみんや市民団体しゅみんだんたいの意見いけんを反映はんえいするため、「仮称：企画運営委員会かしょうきかくうんえいいんかい」を発足はつそくさせる、または、今ある「評議員会ひょうぎいんかい」に外国人市民がいこくじんしみんを入れる仕組みいしくをつくる。



1、2、3

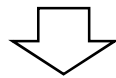
ねんど
2002年度 A

- 1 個人登録こじんとうろくボランティアは、国際交流協会こくさいこうりゅうきょうかいを核としてネットワーク化かくが図られており、民間交流団体みんかんこうりゅうだんたいは、「民間交流団体連絡協議会みんかんこうりゅうだんたいれんらくきょうぎかい」により、ネットワーク化ねっとわーくかされている。
2001年3月には、国際交流協会こくさいこうりゅうきょうかいのホームページほーむぺーじを更新こうしんし、民間交流団体みんかんこうりゅうだんたいの紹介しょうかいを行うとともに、各団体かくだんたいのホームページほーむぺーじへリンクできるようにした。
また、「川崎市関係ボランティア・市民活動推進機関ネットワーク会議かわさきしゅかんけいぼらんていあしゅみんかつどうすいしんきかんねっとわーくかいぎ」が2000年2月に発足はつそくし、国際交流協会こくさいこうりゅうきょうかいも構成員こうせいいんとなり、市内しなのボランティア活動ぼらんていあかつどうや市民活動団体しゅみんかつどうだんたいの育成いくせい、支援しえん及び関係機関かんけいきかんとの情報交換じょうほうこうかんを行っている。
- 2 国際交流協会こくさいこうりゅうきょうかいでは、ボランティアは個人登録こじんとうろく、市民団体しゅみんだんたいは民間交流団体みんかんこうりゅうだんたいとして登録とうろくされており、データベース化でーたべーすかが図られている。
また、ボランティアについては、各種かくしゅの研修けんしゅうを実施じっしし、情報じょうほうや知識ちしきの共有きょうゆう及び資質ししつの向上こうじょうを図っている。
国際交流協会職員こくさいこうりゅうきょうかいしよくいんについては、知識ちしきの向上こうじょうを図り、複雑ふくざつ・専門化せんもんかする相談業務そうだんぎょうむに対応たいおうするため、定期的な研修ていきてきけんしゅうを行っている。
- 3 国際交流協会こくさいこうりゅうきょうかいの事業運営じぎょううんえいは、理事会りじかいで決議けつぎし、重要事項じゅうようじこうは評議員会ひょうぎいんかいで調査・審議ちょうさしんぎすることになっている。理事りじについては、これまでも外国人市民がいこくじんしみんが就任しゅうにんしているが、評議員ひょうぎいんについても、2001年ねん6月がつから外国人市民がいこくじんしみんが就任しゅうにんしている。

ねんど ていげん 1999年度・提言①

がっこう ほごしゃ ちいきじゅうみん なら しみん たぶんかりかい すいしん
学校や保護者、地域住民、並びに市民の多文化理解を推進する。

- 1 「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」を学校内のみならず広く市全体で推進していくため、保護者や地域の日本人市民並びに外国人市民が共に協議する場を設けること。
- 2 各PTA団体が、多文化共生社会の実現をめざす視点を取り入れて活動することを期待する。
- 3 各学校が行う国際理解教育に、保護者や地域住民の参加を呼びかけていくとともに、地域の市民館等でも外国人市民と日本人市民の相互理解を図るような学習事業を、より一層充実していくこと。



1 ねんど 2005年度 A

「川崎市外国人教育基本方針」の具体的な展開を図るために、外国人教育に携わる市民と職員による「外国人教育推進連絡協議会」を2000年度に設置した。協議会では、学校教育、社会教育等の幅広い分野で多文化共生の社会をめざして継続的な取組を行っており、就学事務手続きに関する内容の見直しや外国人児童生徒の学習支援についても協議を行っている。なお、「外国人教育基本方針」に関しては、教員研修や全校の国際理解教育担当者を構成員とする「国際化推進連絡協議会」などで周知に努めている。

2 ねんど 2003年度 A

教育委員会がPTAに委託して実施しているPTA家庭教育学級において、多文化共生や国際理解に関わる学習を実施している。2002年度は「異文化コミュニケーション・外国人を招いて食を通した交流」などの学習会を行った。

3 ねんど 2002年度 A

教育文化会館・市民館全館で「平和・人権尊重学級」を実施し、「多文化フェスタ」や様々な国々の親子の交流活動等も行われている。

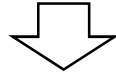
「識字学級」では、外国人と日本人ボランティアによる交流と日本語及び生活に関する学習を実施した。

また、ふれあい館においても「人権尊重学級」「ふれあい成人学級」などを実施している。

ねん ど ていげん
1999年度・提言②

ち い き す がいこくじん ふく おお ひと がいこくじん かん そうだんまどぐち
地域に住む外国人を含む多くの人に、外国人に関する相談窓口がある
ひろ こうほう
ことを広く広報する。

1 たげんご がいこくじん かん しみんせいかつ きょういく そうだんまどぐち しょうかい ぽすたー さくせい ひろ さまざま ばしょ
がいこくじんし みんじょうほうこーなー せっち かしょ はじ がっこう こうきょうしせつ し ちょうない こうほうけいじばん どう けいじ
(外国人市民情報コーナー設置箇所を始め、学校や公共施設、市や町内の広報掲示板、等) に掲示し、
おほ ひと こうほう
多くの人に広報すること。



1

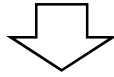
ねん ど
2002年度 A

しみんせいかつかんけい こくさいこうりゅうきょうかい きょういくかんけい きょういくいいんかい がいこくじん かん
市民生活関係については国際交流協会に、教育関係については教育委員会に外国人に関する
そうだんまどぐち こうほう げんご にほんご かんこく ちょうせんご ちゅうごくご えいご ぽるとがるご
相談窓口があることを広報するために、6言語(日本語、韓国・朝鮮語、中国語、英語、ポルトガル語、
すぺいんご ひょうじ ぽすたー さくせい こうきょうしせつ こうほうけいじばん けいじ
スペイン語)で表示したポスターを作成し、公共施設や広報掲示板などに掲示している。

ねんど ていげん
1999年度・提言③

こくせき しゅうしょくもんだい ちゅうしん さべつ かいしやう はか
国籍による就職問題を中心とした差別の解消を図る。

- 1 川崎市の職員任用に係わる国籍条項の完全撤廃に向けた作業に着手すること。
- 2 民間企業の就労における差別解消や労働条件等の適正化について、啓発を推進すること。



1

ねんど
2024年度 B

他都市の国籍要件や任用に関する運用状況について、引き続き確認作業を実施した。「外国籍職員の任用に関する運用規程」第2章 別表については、今後必要に応じて所要の改正を行う予定であり、その際は庁内でその職務内容に係る調査を行うとともに、引き続き他都市の国籍要件等を確認していく。

2

ねんど
2002年度 A

外国人の採用選考に当たっては、入管法等に抵触しない範囲で、国籍などにより差別されことなく、本人の適性と能力に応じて採用選考が行われるよう、啓発に努めている。

また、賃金・労働時間等の労働条件の均等待遇が遵守されるよう、市内の事業所に情報誌やパンフレットを配布するとともに、ホームページにより啓発に努めている。

啓発の一環として、街頭労働相談会等の機会をとらえ、外国人求職者や就労者への差別解消に向けて、労働手帳やパンフレットを配布した。

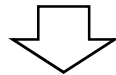
ねん ど ていげん 1999年度・提言④

がいこくじんし みん あんしん せいかつ おく しゅつにゆうこくか ん りぎょうせい かいぜん
外国人市民が安心して生活を送れるよう、出入国管理行政の改善を
ほうむだいじん はたら ねん どていげん ほそくいけん
法務大臣に働きかける。(1997年度提言の補足意見)

ねん どていげん う かわさきしちょう ほうむだいじん しゅつにゆうこくか ん りぎょうせい かいぜん ようぼうしょ ていしゅつ
1997年度提言を受けて、川崎市長は法務大臣に出入国管理行政の改善について要望書を提出
しました。

ねん がつ しゅつにゆうこくか ん りおよ なんみんにんていほう がいこくじんとうろくほう かいいていあん かけつ ざいりゆうきかん ざいりゅう
1999年8月に出入国管理及び難民認定法と外国人登録法の改定案が可決され、在留期間、在留
資格、登録の代理申請並びに指紋押なつ全廃等の改善が見られました。しかし、なお不十分な点
があることから、1997年度提言の補足意見として次のことを再度、法務大臣に働きかけるよう市長に
提言します。

- 1 とうろく ざいりゅうとうがいこくじん かんけい しよてつづき たげんご こうほう じょうほうていきょう せつきよくてき おこな
登録や在留等外国人に関係ある諸手続について、多言語の広報・情報提供を積極的に 行うとともに、
まどぐち がいこくじんし みん せつ たんとうしゃとう こくさいり かいきょういく じんけんそんちやうい しき しんとう つと
に、窓口において外国人市民に接する担当者等の国際理解教育・人権尊重意識の浸透に努めること。
- 2 こくさいじんけんき やくなら こ けんりじやうやく もと かぞくさいけつごう けんり ほしょう にゆうこく たいざい じやうけん
国際人権規約並びに子どもの権利条約に基づき、家族再結合の権利を保障し、入国と滞在の条件を
かんわ
緩和すること。
- 3 さいにゆうこく きよか せいど はいし ざいりゅうきかんない しゅつこくおよ さいにゆうこく ほしょう
再入国 許可制度を廃止し、在留期間内の出国及び再入国を保障すること。
- 4 がいこくじんし みん にほんじんし みん じんけん どうとう たちば がいこくじんとうろくほう ばつそく じゅうみんきほんだいちやうほう
外国人市民も日本人市民も人権において同等の立場から、外国人登録法の罰則を、住民基本台帳法
なみ
並とすること。
- 5 がいこくじんとうろくしやう じやうじけいたい ゑ む はいし
外国人登録証の常時携帯義務を廃止すること。



1、2、3、4、5

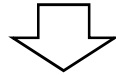
ねん ど
2009年度 A

がいこくじんとうろくまどぐち がいこくじんし みん む りーふれつと かつよう てつづきあんない るび つ
外国人登録窓口において、外国人市民向けのリーフレットを活用したり、手続案内にルビを付ける
などの配慮をしている。また、自動交付機の画面表示にも英語表示を取り入れている。
はいりよ じどうこうふき がめんひやうじ えいごひやうじ と い
これまで、外国人登録制度の改善について法務大臣に政令指定都市連名で要望を行ってきたが、
じゅうみんきほんだいちやうほう にゆうかんほう おおはば かいせい がいこくじんとうろくせいど はいし がいこくじんじゅうみん じゅうみん
住民基本台帳法、入管法が大幅に改正された。外国人登録制度が廃止となり、外国人住民も住民
きほんだいちやう とうろくたいしやう がいこくじんじゅうみん かか とどけどう かんそか きろく とういつか はか
基本台帳の登録対象となるなど、外国人住民に係わる届出等の簡素化、記録の統一化が図られ、
りべんせい ま ざいりゅうきかん じょうげん えんちやう さいにゆうこくきよか せいど かんわ
利便性が増した。また、在留期間の上限が延長されたり、再入国許可制度が緩和されている。さ
とくべつえいじゅうしや かん がいこくじんとうろくしやうめいしよ か はつこう じょうじけいたい ふよう
らに特別永住者に関しては、外国人登録証明書に変わる発行され、常時携帯が不要となるなどの
かいぜん こんご しんせいど まどぐちたいせいとう せいび ひ つづ がいこくじんし みん
改善がされることとなった。今後は新制度のもとでの窓口体制等を整備し、引き続き外国人市民の
じんけんそんちやう ふたん けいげんおよ じゅうみん きーびす じゅうじつ はか
人権尊重、負担の軽減及び住民サービスの充実を図っていく。

2000年度・提言①

外国人の保護者を持つ子どもなどが母語を学ぶ機会を保障する。

- 1 母語の重要性の認識を深めることを、国際理解教育のなかで推進していくこと。
- 2 外国人の保護者を持つ子どもなどに母語を教えるボランティア活動を支援すること。
- 3 母語を学ぶ機会の保障のあり方については、ボランティア活動をする当事者の意向を尊重し、公的施設の活用など、支援体制の整備に努めること。



1、2、3

2005年度 A

1 「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」についての教職員の研修の中で、母語・母文化の重要性の認識を高めており、学級指導や総合的な学習の時間の取組を通して、外国人の児童生徒の母語・母文化を紹介しながら、相互理解や交流を図った学校もある。

また、日本語指導等協力者連絡会の研修や、全校の国際理解教育担当者を構成員とする「国際化推進連絡協議会」でも母語の重要性についての周知を図った。

2、3 ポルトガル語学習グループについて、2001年度より高津市民館で、2004年度からは子ども夢パークで活動の場の提供等の支援を行っている。

また、ふれあい館への委託事業として2001年度から母語学習事業を実施しているほか、2004年度からは教育文化会館の市民自主企画事業で子どもを対象とした母語教室（中国語、韓国・朝鮮語）が実施されているが、今年度は約120名の参加があった。この事業を核に保護者同士のネットワークも広がってきている。

ねん ど ていげん 2000年度・提言②

かいごほけんせいど がいこくじんこうれいしゃふくし じゅうじつ はか
介護保険制度と外国人高齢者福祉の充実を図る。

- 1 がいこくじん ほーむへるばー ようせい 外国人のホームヘルパーを養成しやすい環境を整える。また、かんきょう ととの いっぱん 一般のヘルパー養成時にも、たぶんか 多文化理解の教育を実施する。
- 2 かいごほけんせいど こうほうおよ づうち たげんご おこな 介護保険制度の広報及び通知を多言語で行うことをさらに充実する。
- 3 かいごほけんせいどじっし がいこくじんこうれいしゃ せいかつ はいりよ 介護保険制度実施による外国人高齢者の生活に配慮し、かわさきしがいこくじんこうれいしゃふくしてあて ぞうがく はか 川崎市外国人高齢者福祉手当の増額を図る。



1、2、3

ねん ど
2002年度 A

- 1 ねん 1999年から川崎市在宅福祉公社を通じて、しゃかいふくしほうじんせいきゅうしゃ 社会福祉法人青丘社に3級ホームヘルパー養成研修を委託し、いたく がいこくじんこうれいしゃ たい 外国人高齢者に対する介護サービスの担い手として、かいご さーびす 60人近い方を養成した。2001年には、きゅうほーむへるばーけんしゅう 2級ホームヘルパー研修を開催し、かいさい 40人の方を養成した。
こんご 今後も、外国人の高齢化が進む中で、外国人への対応ができる介護人材を引き続き養成していく。
- 2 かいごほけん せいど がいこくじんしみん りかい 介護保険の制度を外国人市民に理解してもらえるよう、ねん がつ 2001年3月に5言語（中国語、韓国・朝鮮語、げんご ちゅうごくご かんこく ちょうせんご 英語、ポルトガル語、スペイン語）によるパンフレットを作成し、えいご ぼるとがるご すぺいんご 2002年3月に改訂版を作成した。
ばんふれっと さくせい
- 3 かわさきしがいこくじんこうれいしゃふくしてあて 川崎市外国人高齢者福祉手当は、外国人高齢者の福祉の向 上を図る目的で1994年10月に創設したものである。
せいどかいし しきゅうがく げつがく えん 制度開始の支給額は、月額10,000円であったが、じゅんじ ひ あ おこな 順次、引き上げを行っており、ねん ど 2001年度に月額1,500円の引き上げを実施し、えん ひ あ じっし げんざい しきゅうがく げつがく えん 現在の支給額は月額21,500円となっている。

2001年度・提言①

がっこう がいこくじん ほごしや じどうせいと たい しえん じゅうじつ
学校における外国人保護者と児童生徒に対する支援を充実させる。

1 保護者への支援

とう かつよう たげんご じょうほうはっしん にゅうがく しんろそうだん じゅうじつとう がいこくじん ほごしや じょうきょう はいりよ
IT等を活用した多言語による情報発信、入学・進路相談の充実等、外国人保護者の状況に配慮した
こま こみゆにけーしょん こうりゅう はか しえん
きめ細かなコミュニケーションや交流が図れるよう支援する。

2 児童生徒への支援

にほんごしどうとうきょうりよくしや はけんじぎょう かくじゅう しゅうちゅうてき にほんごしどう じっし とう にほんごのうりよく ふじゅうぶん
日本語指導等協力者派遣事業の拡充や集中的に日本語指導を実施する等、日本語能力が不十分な
じどうせいと がくしゅうげんご にほんごのうりよく たか しえん
児童生徒に、学習言語としての日本語能力を高める支援をする。

ことば ぶんかとうひとりひとり はいけい ちが そんちよう きょういく すいしん がいこくじんきょうしよくいんと
言葉や文化等一人一人の背景に違いがあることを尊重した教育を推進するために外国人教職員等
せつきよくてき かつよう ちよくせつじどうせいと しどう たずさ きょうしよくいん けんしゅう じゅうじつ はか
の積極的な活用や、直接児童生徒の指導に携わる教職員の研修の充実を図る。



1

ねんど
2006年度 A

じゅうらい がいこくじん こ かにていよう しゅうがくあんない しゅうがく じけんこうしんだん あんない がいこくじんほごしやよう
従来より外国人の子どものいる家庭用に就学案内・就学時健康診断の案内・外国人保護者用
しゅうがくはん ぶく げんご さくせい はいふ ちゅうがっこう しゅうがくあんない しりつしやうがっこう
就学ハンドブックを6言語で作成し、配布している。これまで中学校の就学案内は市立小学校に
かよ がいこくせきじどう はいふ たいしやうねんれい がいこくせきじどう ぜんかにてい はいふ
通っている外国籍児童へ配布していたが、対象年齢の外国籍児童のいる全家庭へ配布するようにし
た。また入学の際に、必要な場合は総合教育センターで教育相談を行っている。そのときには、
にゅうがく さい ひつよう ばあい そうごうきょういくせん たー きょういくそうだん おこな
就学に関するものだけでなく、各種の生活支援ガイドや識字学級の案内など、外国人保護者に必要
しゅうがく かん かくしゅ せいかつしえん が い ど しきじがつきゅう あんない がいこくじんほごしや ひつよう
な情報をできる限り配布している。

しんろ かん じょうほう にほんご ぼご ちゅうがくせい こうりつこうとうがっこうしながくせつめいかい
進路に関する情報としては、「日本語を母語としない中学生への公立高等学校進学説明会」を、
がつ かいさい がいこくじんほごしや しながく りかい きかい つく なか がいこくじんこうせい
10月に開催し、外国人保護者が進学について理解する機会を作っている。この中で外国人高校生の
はなし き きかい せつてい しながく りかい ふか はいりよ がいがい ちゅうがく
話を聞く機会を設定するなど、進学についての理解が深まるよう配慮している。また、海外で中学
そつぎょう ひと しながくせつめいかい じょうほう こべつ はいふ
を卒業した人への進学説明会の情報も個別に配布した。

いっばう がっこう たい れんらくたいやくしゅう かつよう し る び おこな はたら
一方で学校に対しては、連絡対訳集の活用やお知らせへのルビふりを行うよう働きかけてお
り、保護者に対して、一定の情報提供は行われるようにはなっているが、保護者の状況に
はいりよ こみゆにけーしょん かいし せつてい ねんど あらた ぐたいてき ていげん
配慮したコミュニケーション・交流の機会の設定については、2003年度に改めてより具体的な提言
で ていげん たい とりくみ けいぞくてき すす
が出ているので（提言②）、それに対する取組として、継続的に進めていく。

2

ねんど
2005年度 A

にほんごしどうとうきょうりよくしや けんしゅう じゅうじつ じゅんかいそうだんいん がっこう はけん きょうりよくしや
日本語指導等協力者への研修を充実させ、また、巡回相談員を学校に派遣して、協力者によ
るきめ細やかな相談活動の実施と、効果的な指導のための支援を行った。

ねんど がいこくじんじどうせいと がくりよくほしやう じゅんかいひじょうきんこうしはいちじぎょう じっし
2002年度より、外国人児童生徒の学力保障のための巡回非常勤講師配置事業を実施しているが、
こんねんど ほうじんきょういくかつどうそうごうさぽーとせんたー にほんごしどう ふく がくしゅうかつどうしえんとう
今年度よりNPO法人教育活動総合サポートセンターに委託して、日本語指導を含む学習活動支援等
おこな きょういくかつどうさぽーたーはいちじぎょう かいし こんご がくしゅうげんご かくとくしえん む きょういん
を行う「教育活動サポーター配置事業」を開始した。今後も、学習言語の獲得支援に向け、教員
しみんぼらんていあ れんけい ほか
と市民ボランティアの連携づくりを図っていく。

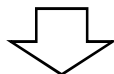
ねん みるんぞくぶんかこうし じぎょう じっし がいこくごしどうじよしゅ
1997年から「民族文化講師ふれあい事業」を実施し、また、外国語指導助手（Assistant Language
Teacher）を市立中学校・高等学校及び小学校に派遣しているほか、人権や国際理解教育に関する
しりつちゅうがっこう こうとうがっこうおよ しょうがっこう はけん じんけん こくさいりかいきょういく かん
教職員向け研修をさらに充実させ、総合的な学習の時間を活用した国際理解教育の推進を図っ
ていげん
ている。

ねん ど ていげん 2001 年度 ・ 提言 ②

がいこくじん ひつよう とき ひつよう じょうほう え たいせい すいしん はか
外国人が 必要な時に 必要な情報を 得られるような 体制づくりの 推進を図る。

1 かわさきし てんにゆう ま ひとつ こうてき かん ばしよ ほうてき ゑ む とう さいていげんひつよう じょうほう え
川崎市に 転入して 間もない人等が、公的機関の 場所や 法的義務等、最低限 必要な情報を 得られるよ
かなきよう
うな環境をつくる。

2 がいこくじん ちいき せいかつ とき ひつよう じょうほう え がいこくじん そうだん たげんご たいおう
外国人が 地域で 生活する時に、必要な情報が 得られ、外国人の 相談に 多言語で 対応できるような
じょうほうし す て む こうちく
情報システムを 構築する。



1、2

ねん ど
2005 年度 A

1 がいこくじんし みんだいひょうしゃかいぎ へんしゅう ほんやく まどぐち といあわ さき り す と かわさきし す がいこくじん みな
外国人市民代表者会議が 編集・翻訳した、窓口や 問合せ先の リスト「川崎市に住む外国人の 皆さ
んへ」について、たげんご そうだん まどぐち ほ ー む ペ ー じ あ ど れ す とう じょうほう ついか かいいていばん さくせい
多言語相談の 窓口や ホームページ アドレス等の 情報 を 追加した 改訂版を 作成し、
かくくやくしよ ししよ がいこくじんとろうく まどぐち かくじつ はいふ
各区役所・支所の 外国人登録窓口で 確実に 配布することとした。

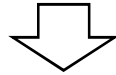
2 こくさいこうりゅうせ せん た ー たげんご じょうほうしゅうしゅう ていきょうおよ がいこくじん そうだん たげんご たいおう
国際交 流センターにおいて、多言語の 情報 収 集・提 供 及び外国人の 相談に 多言語で 対応でき
る体制をとっている。また、11月 から 業務を開始する 総合コンタクトセンターでは、えいご といあ
えいご といあ
も 受け付けるほか、ほ ー む ペ ー じ しつもん えいやくじょうほう ていきょう
ホームページの「よくある 質問」でも 英訳 情報を 提供する。

がいこくじんし みん しさく たん とう ほ ー む ペ ー じ かわさきし たげんご こうほうしりょう いちらん かわさきし す がいこくじん
外国人市民施策担当の ホームページに、「川崎市の 多言語 広報資料 一覧」や「川崎市に住む外国人
みな けいさい がいこくじんし みん む たげんご じょうほう ペ ー じ かいげん おこな
の 皆さんへ」を 掲載するなど、外国人市民向けの 多言語 情報 ページの 改善 を 行った。

2003年度・提言①

市立小学校・中学校・高校等で、子どもと教職員の国際理解を深めるとともに異なる文化を認め合える環境整備を図る。

- 1 各校に国際理解教育の担当者を置き、多文化共生を目指す国際理解教育を継続的・定期的・全校的に推進する。
- 2 子どもたちや教職員が異なる文化とふれあい、学ぶ場として、多文化理解教室や多文化理解コーナーなどの設置に努める。



1

2008年度 A

2004年度から市立学校全校に国際理解教育の担当者を置いて、研修などを行っている。今後も、全校で取り組む国際理解教育の在り方を、各校の国際理解教育担当を通して、各学校に発信していく。

2007年度、文部科学省「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」の委嘱研究を受け、今井小学校、京町小学校、富士見中学校を研究モデル校にして、外国人児童生徒への教育支援と多文化共生を軸にした国際理解教育を推進している。

また、稗原小学校が市の国際理解教育委嘱研究校として実践を進めている。さらに、10年研修、人権尊重教育研修に加え、夏の希望研修に多文化共生を目指した国際理解教育研修等を行った。

2

2006年度 A

在籍している児童生徒の出身国等の文化紹介、姉妹都市交流コーナーの設置、職員室、保健室などの特別教室の多言語表示など、各学校の状況に応じた取組がひろがってきている。また、図書館に多文化コーナーを設置したり、世界の国々についての本を充実させる学校が多くなった。引き続き、多文化理解のための環境整備を進めていく。